

第2回定例会会議録

令和元年 6月10日（月）

開 議 午前10時09分

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。

まず最初に、機器の故障で時間が遅れたことをおわび申し上げます。

これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第1 一般質問 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
84	1	井 田 理 恵	正確性、迅速性、安定性ある行政事務執行を
			町営公園の公衆トイレの整備促進は
			ふるさと納税の現状と寄付額確保への見直し策は
102	2	荻 原 謙 一	町道・都市計画道路について
			特別職報酬等審議会のあり方について
112	3	市 村 千恵子	面替区の地元要望である「集いの家」についての対応は
			国保税の引き下げの見通しは
			幼児教育の無償化実施にともない給食費無料化の考えは
129	4	池 田 る み	不妊治療と不育症治療の助成制度について
			健康寿命延伸への取り組みについて

149	5	五味高明	選挙公約具現化の財源について
			移住定住関連事業の進捗について

通告1番、井田理恵議員の質問を許可します。

井田理恵議員。

(6番 井田理恵君 登壇)

○6番(井田理恵君) 議席番号6番、通告1番、井田理恵です。おはようございます。

令和の新元号から一月余り、新たな時代へ希望が膨らむ中、悲惨な殺傷事件、高齢運転者による交通死傷事故など重大事故が全国で相次いでいます。これらは、決して他人事でなく、誰もが関係する可能性を秘めた人的災害とも言えないでしょうか。被害者の方々へ哀悼とお見舞いの気持ちとともに、いただいた教訓を今いる我々は、家庭・地域での課題を共感しながら、ともに乗り越え、寄り添い合える環境づくりへ励むことで何かを生かしていければと思う次第であります。

質問1件目です。正確性、迅速性、安定性ある行政事務執行をということで、要旨を朗読いたします。

今般の再確認を要する事務案件について伺います。

行政事務の失念、停滞が不信感や町民の不利益にならないよう確認をされたいということで、このたび厚生労働省から2月に出された風疹の第5期の定期接種についての対応はということで、その概要なんです。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風疹の抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風疹の第5期の定期接種の実施に向けた手引、通達がありました。この中で、これを受けて当町の担当事務はどのような事務対応をされたのか確認をしたく、質問いたします。対応の経過を時系列で端的にお示し願います。

○議長(小井土哲雄君) 阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) それではお答えいたします。

経過につきましては、今議員おっしゃるとおりでございます。

また、対象となります男性の中でも若い年齢ほど患者数が多く、特に昭和47年4月2日から54年4月1日生まれの患者数が対象世代の患者の半数以上を占める

ことから、本年クーポンを送る対象と示されております。

これまでの対応といたしましてですが、昨年11月ごろより、新聞、ニュース等で定期予防接種化、それから抗体検査の無料化が報道されたことから、昨年の11月に開催した町内医療機関との打ち合わせ会議におきまして国から詳しい通知があり次第、市町村のほうにも通知がされますので、それを受けて御連絡しますということで報告をさせていただいております。

また、住民の皆様への周知といたしましては、平成31年度版暮らしのカレンダーに風疹定期予防接種の追加的対策の実施と対象者について掲載をしております。

また、事務的準備といたしましては、1月に県が開催しました風疹対策に関する担当者説明会への参加、抗体検査・定期予防接種の委託料、対象を配付するクーポン券の作成、印刷に係るシステム改修及び予算の確保等を進めてきておるところでございます。

当町の対象人数でございますが、本年度のクーポンの送付対象者数が850人、うち抗体検査を受ける人数を国のほうの見込みの割合から算出しまして433人、それから抗体検査の結果、陰性であった方のうち、実際に定期予防接種を受けることが見込まれる人数ということで、同じく国の見込みの割合から90人と見込んでおるところでございます。

また、今年度の対象者へのクーポンの発送につきましてでございますが、当初4月下旬を予定しておりました。しかし、ゴールデンウィークが10連休と長期間になり、その間の問い合わせに十分な対応がとれないこと、またゴールデンウィーク明けに集団特定健診が予定されておったこと、そういったことで事前の相談に応じられない状況のまま特定健診での抗体検査を実施した場合、適切な実施がなされず混乱が生じるということを経験した結果、事前に町内の医療機関へ説明を行った後の6月4日にクーポン券を発送することとしてございます。

経過につきましては、以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） まず今、時系列の経過をお示しいただきました。まず、このような時限立法の事業というのは、受ける事務対応にも、今お話がありましたように、時間的余裕の少なさと苦慮されることとは理解いたします。しかしながら11月にもう国のほうからいろんな情報が出ているところがございます。そんな中、通達後

の当町の対象者へクーポンの発送と情報提供は、残念ながら遅いとの関係性も多い機関等の指摘とともに、私自身、実感するところです。

ちなみに調べましたところ、近隣の佐久市、小諸市、軽井沢町、立科町は4月・5月と当町に比べ、もうほとんど2カ月から1カ月前にクーポンを送付され、広報、実施機関への説明など終了しております。

課題があります。その課題は、やはり抗体検査のためとそして検査結果の確認による陽性反応があった場合、今陰性とありましたが、陽性です。陽性反応があった場合、接種を受けるため医療機関へ1回から2度出向く時間を割かなければならないということです。対象者はあくまでも働き盛りの世代です。

二つに、国・機関の緊急対策保健事業であり、一斉通達であるため、ワクチン不足への懸念が既に出ています。なぜなら、既存の子どもたちへの通常予防接種、乾燥弱毒性麻疹風疹混合ワクチン・MRとダブるからです。加えては、公費での時限があり、継続性もわかりません。成人で陽性該当者はそう多くないでしょうか、という見込みや、また毎年の業務を終わらせてから余裕を持ってやっていくというような今御発言もありましたけれども、実際にそういう返答が担当課から医療機関にありました。これはいかがでしょうか。意見や見込みというのは全く別であることと認識されたい。緊急で非常事態だからの厚生労働省の通達ではないでしょうか。想像力を働かせて住民の安全を公衆衛生面からも守るという基本に立ち返り、このような緊急事務業務はより迅速に緊張感を持って今後ともお願いしたいところではありますが、そんな中、実はやはりこの風疹ワクチンのこのなぜ、こういうわかりやすいパンフレットも出ております。これは、やはりなぜこういった緊急対策がとられたというのは、もう皆さん御存知だと思うんですけども、数が絶対的に多いということではないんですね。やはり今、その昭和37年から54年生まれの男性の方、一番、世代が働き盛り、そしてまた妊娠を望む女性の相手の対象者にもなるということです。それがやはり首都圏で出られました。発生しました。それを受けてやはりいろんな健康上の弊害があります。妊娠初期の妊婦に風疹を感染させると赤ちゃんが先天性風疹症候群になる可能性があります。まずクーポンを送る、とにかく早く送るということはやはり大事なかなと思いますけれども、その風疹の症候群というのは、白内障や難聴やそれからそういう持病とする先天性の風疹性の風疹症候群を持って生まれてくる可能性が高くなるということです。そしてこの感染力は非

常に大きいということで、このやっぱり緊張感というか、緊急感を持っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 今後の対応につきましてでございますが、適切な事業実施のために県の支援等を受けながら、実際に抗体検査、それから定期予防接種実施する医療機関、それから健診事業所等と連携して事業をまた進めてまいりたいと考えております。

また、国が目標としております2020年7月までに抗体保有率85%を達成するため、広報等を通じての受診勧奨、それから個別特定健診や10月に実施します集団特定健診等の機会を捉えまして、個々の対象者に抗体検査及び陽性者に対する定期予防接種の働きかけ、実施してまいりたいと考えております。

議員おっしゃられますとおり、周知、それからクーポン券の発送等、考慮はして対応してきたつもりではございますけれども、不足していた部分等御指摘いただきましたので、そういった点につきましては反省点といたしまして、今後の事務に生かしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私から追加的にちょっと御答弁差し上げたいと思います。

実は、私、先ほどから昭和37年から昭和54年の4月までということで、実は私、風疹の対象に入っている世代でございます。先日、私のほうに封筒が届きました。封筒の中身、厚生労働省が出しているような一般的な紙とあとクーポン券のみでありまして、実は町内のどこの医療機関で受けられるかということ、私はその封筒の中探しましたが、実はありませんでした。非常に残念な対応だというふうに私思いますし、監督者としての私の責任もあるものと思います。わかりにくいものについては、今後、広報などで対応してまいりたいと思いますが、またこのようなことがあったときにやはり町民の皆さんによりわかりやすい対応をするということが当然であると思います。井田議員の御指摘の点を重く受けとめまして、皆さんにお役に立てるような形で私ども今後仕事を進めてまいりたいと思っておりますので、事情をおくみの上、どうかこれからの私どものやり方について、お見守りい

ただければ幸いと存じます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 町内どこの医療機関という、町内だけではなく、どこの医療機関でも広域的に大丈夫ということになっておりますので、そのためにもぜひクーポン券の早い御使用を願いたい。受益者である住民がその機会更新に選択時期が短くなったりしないこと、そのために対象者の健康上の弊害や感染など、今申し上げました不測事態の防止的観点で今後もこういったことも、もし時限的な保健事業もあると思います。ぜひ行っていただきたいと希望します。

次に参ります。教育委員会所管の話でございますけれども、2番、公立小中学校のエアコン設置事業見積もりで、見積もりの見直しで得られた過誤防止策はということ、このたび町内小中学校冷房設備設置につき、平成30年10月冷房設備対応臨時交付金の交付が閣議決定されました。その後の内定通知を受け、事務手続を経て12月議会に冷房工事費で補正予算が上がり、採択となり、その後2月に4,919万7,000円の臨時交付金が決定されました。その後、5月の臨時議会でさらに補正予算4,629万円が上がり、採択といたしました。理由は、設計見積もりに不備があり、見直しとのことでした。その間、議会全員協議会において、至った経過と理由の説明がありました。会議では、各議員からの注意喚起や今後の防止案などの提案意見も出されました。対応の課題と捉えると、予算化へ向けた準備の迅速さがあっただけに残念でした。過誤防止策を含め、改めて検討結果の確認等お願いをしたく上げた次第です。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） お答えします。

井田議員の質問にあった経過もございしますが、一応最初の経過のほうから説明させていただきます。

今回のエアコン設置工事につきましては、学校施設における熱中症対策を目的として、平成30年度限りの新たな補助事業として設けられた冷房設備対応臨時特例交付金の補助の決定を受けて実施した事業でございます。

当町での小中学校のエアコン設置につきましては、平成30年8月から教育委員

会で検討を始めまして、10月15日の交付金の設置が閣議決定され、10月29日に事業計画書を提出するといった時間的に厳しい日程での補助金の手続を進めてまいりました。工事費などの予算につきましては、昨年12月の議会におきまして小中学校全ての教室に設置する費用の補正予算を認めていただきまして、1月から設計事務所へ委託して工事費用を積算しておりました。3月下旬になりまして3校全ての工事予算額が不足することがわかりました。予算不足の問題発生の後、3月20日から4月9日までは、予算内で工事した場合はどの範囲の教室までエアコンが設置できるかなど、検討を教育委員会内で私と担当係で行ってまいりました。4月10日にこの事態につきまして、理事者へ報告と相談した後、4月11日の議会全員協議会で事態の報告をいたしました。この時点での予算の不足額は6,120万円でした。会議の中では議員の皆様から全ての教室に設置したほうがよいという御意見もいただいております。そのほか再発防止について意見等いただいたところがございます。議会全員協議会の翌日の12日から5月8日にかけては、建築の設計士にお願いしまして、小中学校3校の設計書の設計内容を確認していただきまして、予算の精査を行いました。内容のチェックの後、3校のエアコン機器の構成や経費などを統一しまして、改めて工事費用を積算しました。5月9日に見直し後の内容と不足する予算額4,629万4,000円を理事者へ報告しました。議員の皆様から全ての教室につけたほうがよいという意見をいただいたこと、それから理事者の考えもそれと同様であったこと、それと予算額を総合的に判断しまして、3校全ての教室にエアコンを設置する方針を決定していただきました。5月17日の臨時議会では増額の補正予算4,629万4,000円をお願いしまして、認めていただきました。その後、6月5日にエアコン設置工事の入札を行い、3校全て落札されましたので、ただいま契約手続のほうを進めておるところでございます。

今回の件では、町の予算に対する信頼を大きく損ねてしまい、町議会並びに関係の皆様へ御迷惑をおかけしたことに對しまして、深くおわび申し上げます。

御質問の過誤防止策につきまして、今回の反省から教育委員会としての再発防止の取り組みについてお答えいたします。

一つ目は、工事の見積書を1社からのみでなく2社以上からとるように改めます。今回予算不足を生じてしまったのは、1社からの見積もりで予算を計上してしまっ

たことが原因の一つであります。詳細設計業務を設計事務所へ委託しない場合は、工事施工業者を含めて必ず2社以上から見積もりをとって、予算積算の根拠とするように徹底してまいります。

二つ目は、建築工事については、見積もりのみの場合は建築設計士に内容の確認を依頼するようにします。今回のように年度途中でできた補助事業であり、かつ申請までの期間が短時間といった中、当町だけでなく、近隣自治体も予算の積算に苦慮したのが実態でございます。しかし、予算積算後であっても、一度は専門家に内容を見てもらうことにより、見積もりが適正であるか確認するように徹底してまいります。

三つ目は、改めてバッド・ニュース・ファースト、悪い情報ほど早く上司へ報告するように徹底いたします。今回、教育次長である私の段階で対処方法を検討してしまったため、その後の対応が遅れてしまいました。不測の事態が生じた場合には、すぐに教育長に報告し理事者に相談するよう、改めて報告・連絡・相談を徹底してまいります。

これら3点について、事務処理方法の改善と報告・連絡・相談を徹底して再発防止に取り組んでまいります。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） ただいま教育次長より再発防止策について答弁がございましたが、私からも、今後予算見積もりに誤りがないよう、全体的な防止策についてお答えをさせていただきます。

まず、第1としまして、計画的な事業執行であります。通常、予算の計上を予定している事業につきましては、毎年度策定をしております実施計画に計上しなくてはならないことになっております。特に今回のような大型の普通建設事業につきましては、1年目に工事の実設計の事業費を予算計上し、その結果から翌年度に工事請負費を計上することを基本といたします。

次に、今回のような国の補正予算に伴う補助事業など、どうしても設計と工事を同一年度に予算計上しなければならない場合におきましては、教育次長からもあったとおり、複数からの見積もりを聴取した上でその内容について設計士等専門家の意見を聞くことを徹底してまいります。

土木工事につきましては、建設水道課、産業経済課の技術担当職員の協力を得て予算計上していくことができますが、今回のような建築工事ですとか電気設備工事につきましては、それを設計できる職員がいないため、特に細心の注意を払った見積もりをするよう徹底してまいります。

また、企画財政課の対応としましても、補正予算のヒアリングにあわせて必ず予算書の根拠となる資料の提出を義務づけるとともに、内容についても確認していくこととします。

なお、近隣市町の状況としましては、予算計上する際に設計内容の精査を民間へ委託している市町村はなく、当町でも時間と経費がかかってしまうため、今申し上げた防止策を職員に周知徹底することで、正確性、迅速性、安定性ある行政事務を執行してまいりたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） ただいま教育次長、企画財政課長から答弁がありました。私からも一言、今回の事案に関する反省と今後に向けたお話をさせていただきます。

今回は、エアコン設置工事に関し、見積もりの依頼や予算計上などを時間がない中で進める必要があり、見積もりの依頼先等に関して十分な吟味をできなかったのが一番の反省点だったと考えております。しかし、時間がないからといっていいかげんな仕事をしてしまっただけでは後でそれ以上のしっぺ返しがかかることが容易に予測できるものであります。ですので、時間がない中でも間違いのない仕事をするにはどうしたらいいかということをおくまでも追求しなければなりません。今回のことは当然ながら教育委員会の中にとどめることなく、役場全体で共有し、改善すべき事案であると認識しております。幸いというか、不幸中の幸いといえますか、いただける補助金交付金の額に関しては、最初の見積もり時点と実際の結果には差がなく、結果的に損がないということではあるんですけども、議会の皆さんに最初から正しい金額をお示ししていたら、違う判断をいただいたということもあり得るわけがあります。そういった大事な局面で大きなミスをしたことについて、町長として心からのおわびを申し上げたいと存じます。

具体策といたしましては、教育次長、企画財政課長が申しあげましたので繰り返しませんが、もっと取り返しのつかないことが今後起きることがないよう、

再発の防止に全力を挙げてまいる所存ですので、議員の皆様、町民の皆様の御理解をいただきましたら幸いです。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、今後の防止策をお答えいただきました。本当によく検討されて、庁内全体で共有するというお答えをいただきました。町長にも答弁をいただきました。その中でちょっと重ねて恐縮なんですけれども、このたびのもうこのヒューマンエラーというのは担当課にハード事業の専門知識がないまま進んでしまったことというのは、建築の専門知識がある人というのはもう限られているのでどの課にもいらっしゃらないと思うんですけれども、当町に土木の今お話がありました有資格、土木のほうの有資格者はいても通常は建築とか管設計士の有資格者がいないことなどから、今お話しされたようなことというのは一生懸命やっていただいても少し無理がないことなんだったこととも推察します。もちろん、今お話しいただきました確認を怠ったという全体のことにつきましては、ぜひ今お話くださったとおり、是正を願います。

ちなみに、佐久市や小諸市などは営繕課があり、全体を俯瞰しているんですけど、専門の設計士がおられて、当町も今お話が、ちょっと最後のほうすみません、聞き逃してしまったんですけれども、予算の課題もあろうかと思えます。ただ、過去には中学校建設、新庁舎建設の際には臨時で有資格者が在籍し、ほかのハード事業にもアドバイスがあり、大変役に立っていただいたということを確認しております。その際、臨時全員協議会の会議の意見にも同僚議員から提案がありました。ハード事業への有効性を考えて、有資格者の必ずとは言いませんけれども、臨時雇用とか顧問制度などを視野に入れてはいかがかと思うんですけれども、ちょっと厳しいところなんではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

議会の全員協議会のほうでも、ただいま井田議員からおっしゃっていただいたような提案がございました。先ほども申し上げましたが、近隣市町村では専門的な職員もいたりということで、当町にはそういった専門の職員も置けないような状況もございます。この間、そういった顧問、委託というようなことも検討はさせてはい

ただいたところではあるんですけども、なかなか予算を伴うものについては非常に厳しい状況があるというふうに考えております。ただ、だからといってこのままにしておくような状況もいかなものかと考えております。もう一度、そういったことも可能なかどうかということも、金額の問題もあろうかと思いますが、検討させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、細かな、職員の皆さんの庁内の、予算的にもし不可能ならば、庁内のマンパワーで何とかやっていくという意気込みもお聞きしましたので、その辺はもし大きなハード事業などまた少しあるようでしたらまた検討していただいたり、これもまた少し視野に入れて、むしろ無駄なコストカットになったりするようなこともあるかと思っておりますので、検討していただければと、せっかくの同僚議員の意見もありましたので、またちょっとお願いしたいと思っております。そのように現場の職員の方々は、今、保健福祉課におきましても教育委員会につきましても、ほぼしっかりとした規範意識と使命感で勤務していることと思っております。せっかくの働きと努力が、結果につながる、管理職の職員の方々の方針を明確にしたリーダーシップに期待をいたしますけれども、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは次に、町営公園の公衆トイレの整備の促進につきまして、2件目当たらせていただきます。

町の公設トイレで、特に公園設備の便器については使い勝手のニーズと合わない現状があります。やまゆり公園、雪窓公園、龍神の杜公園は、常時、世代を超えた不特定多数の利用者がおります。そのトイレは町の質の評価にもつながります。町の顔というような今そんな時代ですね、トイレというのは、公設のトイレというのは。しばらくずっと一生懸命きれいにされて、シルバーの方々ときれいにされているところも見て、とてもありがたいなと思うところではありますが、そんな中、やっぱりイベントや全世代の方々が使う機会というのが、今どんどん町のほうも多くなっております。そしていろんな声もお聞きします。利用者目線での整備促進を望みますが、今現状はどうなっているのか、お願ひいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

公園のトイレの設置につきましては、都市公園法第2条第2項第7号により、都市公園の効用を全うするため、都市公園に設けられている便益施設として規定されております。

公園トイレは、主に公園利用者が利用するために設置されておりますが、公園利用者に限らず、公園付近を通行される方も御利用いただいております。

さらに、災害時には多くの方々が集まる場所として公園を利用されることが想定され、そのようなときでも公園トイレは有効に活用されると考えられます。

町内の公園トイレは、やまゆり公園、雪窓公園、龍神の杜公園の都市公園のほか、浅間しゃくなげ公園、雪窓湖公園、駅前公園の6カ所にあり、それらのトイレ施設は全て公共下水道で処理されております。特に施設利用の多い公園トイレの現状について説明いたします。

やまゆり公園のトイレは木造36m²で平成5年に建築され、26年が経過したものです。男性用、女性用、多目的トイレの3つに分かれております。男性トイレは小便器が4基、大便器は和式1基、女性トイレは洋式1基、和式2基です。男性・女性ともにベビーチェア、もしくはおむつがえ台の設置はされておられません。

ただ、多目的トイレにつきましては、洋式1基とおむつがえ台1基が設置されております。

龍神の杜公園のトイレは、木造72m²ほどで、平成8年の建築後23年が経過し、男性トイレの小便器は3基、大便器は和式1基、女性トイレは洋式1基、和式2基、男性・女性ともにベビーチェアもしくはおむつがえ台の設置はされておられません。多目的トイレには洋式1基とおむつがえ台1基が設置されております。

雪窓公園のトイレは、RCづくり、49m²ほどで平成2年の建築後29年が経過しております。男性トイレの小便器は4基、大便器は和式1基、女性トイレは和式3基で洋式トイレはございません。男性・女性用ともにベビーチェアもしくはおむつがえ台は設置されておられません。多目的トイレには洋式便器1基とおむつがえ台1基が設置されております。

駅前トイレは、木造42m²ほどで、平成24年の建築後7年が経過し、男性トイレの小便器は3基、大便器は洋式2基、女性トイレは洋式3基で和式はありません。男性・女性ともにベビーチェアもしくはおむつがえの台は設置されておられません。

んが、多目的トイレに洋式1基とおむつがえ台が1基設置してあります。

以上の4カ所のトイレには、多目的トイレにおむつがえ台があり、便器も洋式となっておりますが、男性・女性用のトイレには和式の便器が多く、ベビーチェアやおむつがえ台の設置がされていない状況であります。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、公園管理のほうの点から各町内の公園のトイレの設置状況、設置の中でどのような形態で設置されているかを御説明いただきました。今、要旨にも書きましたけれども、使い勝手のニーズと合わない現状があるというものでございます。やはりもう今この時代、特に雪窓公園など特に気になるんですけれども、全て和式なんですね。それで小さなお子さんを連れてお母さん連れも、移住してきた方いらっしゃる。とにかく今の時代、本当にとてもきれいにさせていただいているのはありがたいんですけれども、やはりここでトイレは使えないねっていうものをよく聞きます。学校のトイレも今、全部改修が進んでおりまして、洋式化しております。そんな中で男性も今大をするときには、すみません、割と今座ってする方も、これからの時代、既にそういう世代の方がどんどん増えていますし、緊急の場合にやはり和式しかないということも残念だなと思います。いろんなことを町の中で整備されているんですけれども、そのような中でもう本当にこれは複雑なことではなく、予算との絡み、それからいろんなことがあるかと思っておりますけれども、早急には申しませんけれども、段階的にぜひ改修改善をして、そして外からの人も中からの全世代の人も使いやすいトイレの改修を進めていただきたいと思います。トイレに始まりトイレに終わるような「トイレ論」というのもあるぐらいでございますので、その辺の見識がちょっと、お話ししたときにやっぱり女性目線じゃないとわかんなかったですねってちょっと言われたことがありました。なので男性の係の人もなかなか女性のトイレに入るといのはなかなかないと思います。私もちょっと不審者に思われないように、男性のトイレとかを全部ちょっと一緒についていただいて見たりしました。そんな中で今改修の、今後の予定をちょっと再度、お願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） それでは、当町の平成22年度にトイレを含む公園遊具などの御代田町公園施設長寿命化計画を策定いたしました。公園施設全体の安全策

や改築・更新費用の平準化、適切な施設点検、維持補修などの予防保全型管理のもと、既存施設の長寿命化対策や計画的な改築・更新を行うことが示されております。その中でトイレ等の建築物の健全度につきましては、部分的な補修は必要であるが使用は可能、また、便器や洗面台の設備についてはほぼ劣化は見られないという判断でしたので、できるだけ継続して使用するというごさございました。長寿命化計画の策定から8年が経過し、建築後20年以上が経過する施設が多くなってまいりました。

先日、女性職員に公園トイレを見てもらい、女性の視点で改善点を挙げていただきました。主には、洋式トイレにしてほしい、入り口の扉がシャッターで常にあいている状態、虫や葉が入り、清潔感に欠ける、汚物入れがない、女性トイレにベビーチェアがあったほうがよい、においが気になるといった利便性の面と衛生的な面の意見をいただきました。

公園の利用には、健康づくりや散歩、子どもたちを安心して遊ばせる場所として、多くの高齢者の方や妊婦さん、乳幼児連れの方々に御利用いただいております。また災害時の避難場所となる公園には、幅広い世代の方々が利用し、利用する頻度も高い重要な施設でもあります。当町の公園トイレは和式トイレの比率が多く、高齢者の方や妊婦の方、また介護が必要な方にとっても、使い勝手のよい親切な施設でなければなりません。施設を更新する際には、都市公園移動等円滑化基準と適した設備として利便性を図ること、また、公園には常駐の管理者がいないことから、トイレへの監視が行き届かないため、照明灯の照度改善や出入り口の見通しの安全性などに努めること、清潔できれいなトイレを維持するための日々の清掃のほか、汚れにくく清掃掃除しやすい構造として、衛生面においても改善を図ってまいります。幅広い世代が利用する施設として快適に利用していただくため、適正な管理に努めるとともに、財政部局と協議しながら、長寿命化計画の見直しや改修計画を策定し、実施してまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今ちょっとお答えままならないようでしたら、今のような具体的におっしゃった雪窓公園ですかね、入り口がドアがないとか、いろんなことがありましたので、そのようなことから改善していただきたいということをお願いしようと思いましたがけれども、今細かく改修改善計画を長寿命化計画とあわせてやってい

かれるということですので、ぜひ、計画を立てるならばそれはそれで早急に、ある部分段階的でも早急をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、ふるさと納税の現状と寄附額確保や見直し策はということで、ふるさと納税の総務省の指導で従わなかった自治体に対して制度運用の停止や見直しの処分がありました。当町は該当しませんでした。正直にやっておりますということです。寄附額は減少傾向であります。新施策の財源にふるさと納税投入というお話もありましたけれども、寄附額確保に向けた新たな付加価値や寄附額にとらわれないふるさと納税のプランの再考について、取り組みの状況をお聞かせ願いたいと思います。当町のふるさと納税の寄附額は、今議会初日の説明にもありましたけれども、30年度の見込みが5,143万円でこのたびの補正は7,200万円の当初から2,100万円の減額変更ということを確認いたしました。主な理由も御説明をいただきました。4割から3割に国のほうでまた削減した、そしてまたちょっとコンプライアンス違反の自治体へ返礼品目当てで集中したとかいろんなことがありました。以前担当課へ現状を確認に伺いましたんですが、返礼品の人気商品の在庫に限りがあることや、ニーズが期待される地場商品でも現場の対応や人手不足で受けていただけないことなどという理由も加えて、調査に行きましたら伺いました。こうした返礼品の事情も伴い、寄附額に変動があり、確かに不確定財源ですけれども、今後ふるさと納税をどうしていくのか、また現状を含めてお聞かせ願います。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、ふるさと納税についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度税制改正によって創設をされております。その中で行われている返礼品の送付につきましては、各地方団体が独自の取り組みとして始めたもので、最近では競争が過熱し、一部地方団体においては制度の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況となっていました。

このような状況から、ふるさと納税に対する総務省の対応は、制度の運用の実態が本来の制度趣旨から逸脱しているのではないかと指摘がございまして、平成29年4月以降、二度にわたって総務大臣通知が出され、過度な返礼品を送付する地方団体に対して対応が要請されたところでもあります。特にルール外の返礼品を送

付している地方団体へは、平成30年9月に個別で見直し要請もされました。しかし、その後も一部地方団体が過度な返礼品を続けたため、地方税法を改正しまして、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度に見直されたところでございます。今回、4団体が不指定となりましたが、これは、ふるさと納税の指定制度が地域活性化に取り組む地方団体を支援するための仕組みであって、地方税法の規定に基づき支援対象として基準を定めており、当該基準に適合しない地方団体として不指定としたものでございます。

続きまして、当町の現状についてですが、平成27年9月から返礼品の事業を開始しまして、それまでは50万から70万ほどの寄附だったものが、27年度に2,412万円、28年度に6,346万円、29年度には6,428万円と増加傾向にありました。今後も増加することを期待しておりましたが、30年9月に総務省の要請に伴い、返礼品の率を4割から3割以下へ見直したことで、それと先ほど説明しました、一部地方団体が実施した過度の返礼品へ寄附が集中したため、4,392万円と前年と比較しまして2,000万円以上も減少する結果となりました。

こうした中、新たな取り組みとしまして、返礼品の代行受付先として、マーケットとして非常に大きい楽天を委託先に加えまして、多くの方へ情報を届けられるようにいたしました。ただ、受付先を増やすことは、返礼品の在庫管理が煩雑となり、希望する返礼品が届かないなど、お客様に御迷惑をかける要因ともなります。これから受付先を増やすことにつきましては、バランスを考えて検討していきたいと考えております。

このほかに、新たな町の特産品を返礼品とするため、事業者と調整をさせていただいております。

また、町に来てもらうために体験型の返礼品を考えておまして、その中でも特に力を入れたいと考えているのが、おもてなしの心を持った返礼品について検討をしているところでございます。

また、ほかの自治体でふるさと納税の使い道に特徴を持たせ、返礼品なしで多くの支援を集めている事例もあることから、当町でも特徴ある使い道、事業についても見直しを実施し、町の考えに賛同していただける支援が集まる仕組みについて検討してまいります。

今後につきましては、制度が見直されたことによりまして、各自治体で制度本来の趣旨に沿った運用が実施されます。この中で特徴あるものとするため、今まではふるさと納税をしてもらうことが目的となっておりましたが、ふるさと納税をしてくださった方と継続的なつながりを持つための取り組みを進めることで、当町の活性化につながるよう検討してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） ふるさと納税について、私からもお答え申し上げます。

ふるさと納税を集めるためのポイントは、寄附対象事業、つまり寄附の使い道の質の向上、また返礼品の質や使い勝手の向上、この二つの向上が両輪であると考えております。

使い道に関しては、目下、これなら御代田を応援してあげたいと思っていただけるようなメニューについて知恵を絞っているところです。町外の方が心から共感してくださるような事業の選定を進めてまいります。私たちが御代田町をどんな町にしていきたいか、そういった理念が伝わるような事業を展開すれば必ず共感は得られると考えております。まちづくりに貢献する事業であればいいので、役場直営の事業にこだわりすぎず、町内のNPO法人や団体を応援するメニューがあってもいいものと考えております。

返礼品については、ただ地域の物産を送って終わりという関係性ではなく、御代田のリピーターになっていただくことを目指して選定してまいります。スローガンのように「モノの消費からコトの消費へ」ということになりますが、御代田で食べ、御代田に泊まり、御代田でエンジョイしていただく。御代田に来てくださった方が一番得をするような返礼品を考えてまいります。もちろん御代田に来にくい遠方の方もいらっしゃいますから、改めて町の魅力的な物産を掘り起こしてまいります。

このように、使い道と返礼品の両輪が回り出しましたら、今度はセールスが重要になってまいります。

まずは、私自身のトップセールスだと思えます。御代田に関連する企業や今後進出してこられる企業の役職員の皆さんには個別にお願いしてまいる所存です。

また、2拠点居住等で御代田には多くの日数住んでいても住民が首都圏という方

はいっぱいいらっしゃいます。そういった方にもぜひ御代田町にも寄附をお願いしたいところであり、私がこれまで培ってきた友人・知人関係、私のかつての上司や同僚にも広く呼びかけてまいります。役場内にもかなりの町外在住者がおります。既に協力してくれている者もおりますが、もう一段お願いを徹底してまいりたいと思います。

もちろん私だけでは限界があります。まず、私が目の前にさせていただいている議員の皆さん、町外のお友達はたくさんいらっしゃるものと思います。ぜひ御協力を呼びかけていただきたい。

さらに、返礼品を出していただく企業様や飲食店、宿泊施設は顧客とダイレクトにつながっていますから、そういった皆さんからのアピールは極めて効果的と期待しております。

そういった各種セールス活動のためにも、日ごろ持ち歩ける説明資料やチラシをしっかりと用意する必要があるでしょう。また、役場内の問い合わせ対応の体制も強化する必要があると考えております。町のホームページや「さとふる」などのふるさと納税ポータルサイト向けには、使い道や返礼品に関する動画を制作・公開してその魅力を伝えるということが考えられます。その結果、たくさんの寄附を集めることができるかと思えますし、ふるさと納税に限らず、御代田のまちづくりや物産において効果的にPRできるようになっていくと存じます。

ホームページ掲載の文章に関しても、私、元メディア人でもあります。直接かかわりまして魅力的なものにしてまいりたいと思います。

また、ちょっと先には首都圏での寄附勧誘イベントでありますとか、寄附をしてくださった方限定の感謝イベントというものも展開が可能であると考えております。

特に感謝イベントはリピーターづくりにとても効果があると考えており、まだアイデア段階ではありますが、例えば御代田のそば名人が打った新そばを味わえるとか、都心部の人たちの心をつかむ催しが可能だと考えておりますので、こちらにも実現に向けて研究・検討してまいりたいと思っております。

そして、もっと先には、現在どうしても割高となっているポータルサイトの手数料を節約することも大事、この結果、寄附金をできるだけ外に出さない工夫ができるものと思います。町内で人材を育てまして、ふるさと納税の受付や配送作業、さらには魅力ある返礼品の開発などに取り組んでもらえる仕組みづくり等が大事だと

考えております。今まで御代田町では経験してこなかったような新しい試みをふるさと納税集めに関して集中的に実行していく考えですので、井田議員を初め、議員の皆様におかれましても、新しいアイデアを出していただいたり、町外の皆さんに売り込んでいただいたり、さらには返礼品づくりに一緒に取り組んでいただけるような関係となれば、さらにおもしろいまちづくりにもつながっていくと思います。ぜひ一緒に頑張りましょうとお呼びかけ申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ただいま、すばらしいメニューと意気込みとそして私たちもしっかりと頑張らなければいけない、私が今自分が出しているの、私自身が頑張らなければいけないということも身にしみました。

今お話の中で産経新聞、ちょっともう時間がないのであれなんですけども、産経新聞で出ていたんですけれども、ふるさと納税もやっぱり今お話がありました「モノからコトへ」ということで、これもいろんなところで言われています。ガバメントクラウドファンディングですね、G C Fです。ふるさと納税の仕組みの活用をインターネットで募金を募るクラウドファンディング、今いろいろ言われていますけれども、今のお話も夢も膨らみますけれども、あらゆる選択肢を増やすということ、選択肢の中に一つ入れていただければと思います。思うようになかなかならないのが常でございますので、努力はしながら選択肢も広げていければ、アイデアを出しているだけで申しわけないんですけれども、そういうことを私も外に出て聞いたりしました。地元の企業支援で、これが例えば木を使ったオルゴールをつくりたいとか、そういったまだ地元でもいろんな小規模事業者がおります。そういった方の寄附に賛同する方のクラウドファンディングなんかこのメニューの中で許されるものはずなんです。ですので、そういう私もアイデアや情報はなるべくいろいろ寄せていきたいと思っています。今全国170自治体のうち363件がプロジェクトでやっております。総額37億円でとても増加しているということです。昨年より2倍で220件の見込みがあるということです。これとはまた別に、これはそうですね、例えば北海道の町なんですけれども、野菜でこうピザづくりを体験して地元の野菜で、例えばここ、クラインガルテン、何かありますよね、そういったところ

の今おっしゃったような付加価値をつけたクラウドファンディングにならなくても、付加価値をつけた体験やそういったこと、それからの宿泊、こういう場合は往復のJRの交通費は、その寄附額に応じてですけれども、無料になったり、それから私のよく知っている群馬の安中市なんですけれども、見守りの、ほかにもあります何市町か、見守りの訪問サービスですね。郵便局員が半年に1回見守りをして、ひとり暮らしの御家族のお宅を訪問して生活状況を家族にリターンするというサービスです。それからお墓の見守りとか、こういうのはもうネットで調べてもすぐ出てきますけれども、実際にそういったことをやっている自治体の知り合いにちょっと聞いたりなんかしますと、お墓とか見守りとかそういうのも、どのくらい希望者がいるか、それにはよりますけれども、モノからコトもそうですし、何かこう手の届くサービスというのがあるがたがられるということです。そんな中で……。

○議長（小井土哲雄君） 井田議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○6番（井田理恵君） はい。いろんな選択肢があります。いろんな模索をされていると聞きましたので、ぜひお金にとらわれない、御代田の町の本当にPRになって、そしてそれが継続的に続いて行って、結果的にこう御代田を愛してくれる人たちがつなげていけるような施策を一緒に考えていきたいと思っておりますし、今お答えをいただきましたので、ぜひよろしくお願ひします。

終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告1番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。この際、暫時休憩します。

（午前11時10分）

（休 憩）

（午前11時20分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、荻原謙一議員の質問を許可します。

荻原謙一議員。

（2番 荻原謙一君 登壇）

○2番（荻原謙一君） 通告2番、議席番号2番、荻原謙一です。今定例会での質問は2件の通告をしてあります。

まず、1件目は、町道・都市計画道路についてであります。

御代田町は、第5次長期振興計画でまちづくりの目標に1、自助・共助・公助、2、安全・安心、3に小学校区単位、4に定住・交流の4つの基本構想をベースに掲げています。町道・都市計画道路の生活基盤の整備は、まちづくりの目標に計画的な将来像を誘導するものであり、極めて重要な政策と私は考えております。町道は日常生活や生産活動の中で最も重要な役割を果たして、積極的な整備が必要です。また、都市計画道路の果たす役割は、都市機能を充実させ、安全かつ円滑な交通の確保と快適な居住環境を提供することです。

そこで、1点目ですが、栄町区水原地区のしなの鉄道をくぐるガードの付近から西軽井沢方面に向かう町道七口線、新庁舎北側の都市計画道路東原西軽井沢線の進捗状況についてお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 町道七口線、都市計画道路東原西軽井沢線の進捗状況についてお答えいたします。

町道七口線につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金事業を活用し、平成30年度から令和4年度までの5カ年計画で、延長920mの道路整備を進めております。計画する道路は、幅員9.25m、片側に歩道2.5mを確保し、歩道と車道を分離した道路を計画しており、この道路整備に要する総事業費は3億7,800万円を見込んでおります。

平成30年度の進捗状況は、路線測量920mと道路詳細設計760m分を実施いたしました。その道路計画案をもとに平成30年11月21日に栄町2区及び西軽井沢区の合同地元説明会を西軽井沢公民館において行い、関係者27名の皆様に御参加いただきました。

地元説明会では、計画する道路と敷地の高さの関係や道路の雨水排水処理、個人所有のフェンスや擁壁、樹木などの補償、道路整備によりスピードを出す車両が増えるのではなどの多くの御意見や御要望をいただきました。

計画する道路は、道路構造令に基づいた整備を行いますが、既存道路の高さを大きく変えずに出入口部分の高さを考慮しながら計画すること、また道路の雨水排水は道路に横断勾配をつけて道路側溝へ誘導する計画であること、道路用地に係る部

分の築造物については、長野県の補償算定基準に基づいた補償を行っていくこと、安全性については、歩行者空間を確保し、スピード抑制につながる施設を警察と協議していくことなど説明し、道路計画について御協力をお願いいたしました。

続きまして、当町の都市計画道路についてです。

昭和44年5月に8路線、26.01kmを計画決定しております。平成31年4月現在の整備延長は8.94km、整備率は34.4%であり、既成済みの路線も含めても整備率は56.4%程度という状況です。近年の整備状況については、平成21年度からの第1期まちづくり交付金事業と第2期都市再生整備計画事業において都市計画道路御代田駅大林線、町道名は雪窓向原線、龍神の杜公園の交差点からミネベアミツミ株式会社までの改築工事と、御代田中学校南側の交差点から平和台団地へ向かう都市計画道路平和台線、町道名は上小田井雪窓線の改良工事479mの整備を行ってまいりました。その結果、御代田中学校から県道借宿小諸線との交差点、西友までの1,032mの整備が完了し、平和台線の計画延長1,200mのうち86%が完了いたしました。

都市計画道路東原西軽井沢線については、平成26年度に事業化に向けた概略設計業務を行い、都市計画決定されている道路線形のほかに、可能と思われる道路線形2路線を検討しております。その3路線については、頭上での縦横断勾配や土量計算、必要となる主要構造物などの概算工事費や周辺への影響などを比較し、新庁舎建設計画もあわせて総合的に判断した結果、都市計画決定されている東原西軽井沢線の代替路線として、新庁舎北側の町道南浦3号線の最適な路線として選定し、第2期都市再生整備計画事業において平成27年度から事業着手いたしました。平成31年に町道御代田佐久線かりん道路までの330mの整備が完了したところがあります。都市計画道路東原西軽井沢線の計画延長3,100mに対し、整備延長は10%余りではありますが、今後の計画に向けてようやく事業着手したところがございます。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、金井建設水道課長から、町道七口線の進捗状況について、平成30年度に全線の路線測量及び道路の詳細設計を実施し、平成30年11月21日に地元説明会を開催したと答弁がありました。私は、この町道は、今後も、地権者や区の役員等からの要望等がありますが、5カ年計画の初年度、平成30年

度はほぼ順調に計画が進んでいると感じました。

また、都市計画道路東原西軽井沢線の進捗状況については、平成26年度に概略設計業務、現在の都市計画決定されている路線のほかに可能と思われる道路線形2路線を検討し、都市計画道路東原西軽井沢線の代替路線として選定した町道南浦3号線330mが平成31年3月に整備が完了、計画延長3,100mに対し整備率は10%で、今後の計画に向けてようやく事業を着手したと答弁がありました。

そこで、町道七口線の今後の計画について、都市計画道路東原西軽井沢線の今後の計画と見直しについて、それと2路線の整合性について、2路線の今後の計画と見直しについてお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 2路線の今後の計画についてお答えいたします。

町道七口線の今後の計画は、本年度、残りの道路詳細設計160mと920mの用地測量業務を、令和2年度には、建物などの補償物件調査とそれらに伴う用地及び物件補償の契約書の取り交わしを、令和3年から4年度にかけては、建物などの物件移転と改良工事を順次進めてまいります。交付金の内示率の状況により、実施時期に変更が生じる場合もございます。

続いて、当町の都市計画道路について説明いたします。計画決定から50年が経過しているにもかかわらず、未着手路線も存在するため、土地利用については、ほかの土地に比べ制約があり、道路整備の実現までの長い期間にわたり規制されております。整備実現に当たっては、都市計画全体あるいは都市計画道路全体の位置づけや配置などを再検討する中で、必要性の高い路線を選定し、限られた財源を効率的に事業執行していくためにも、予算を集中投資していくことが重要であります。道路整備には住民や土地所有者、皆様の御協力と多額の費用が必要となることから、国の財政支援が必須となります。都市計画道路平和台線479mの整備には、10年もの事業期間と5億9,400万円もの事業費を投資しております。

また、都市計画道路東原西軽井沢線の代替路線である南浦3号線330mにおいては、事業期間4年の歳月と2億4,500万円もの事業費がかかっております。東原西軽井沢線の概略設計では、概算事業費でおよそ10億円と10年を超える事業期間が推測されます。年々国の交付金が厳しくなる中で目指していく都市像を実現するためには、相当な長期間と財源の確保が課題であり、それらの継続性と安全

性が求められます。

都市計画道路東原西軽井沢線は、町道御代田佐久線かりん道路と西軽井沢地区を結ぶ主要幹線道路として整備をすることで、役場や駅、佐久市や小諸市へのアクセス性が向上いたします。

また、将来的には東原西軽井沢線と町道七口線を結ぶことで地域の利便性につながると考えております。

いずれにしましても、都市計画道路東原西軽井沢線の早期完成に向けて事業を進めてまいります。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、金井建設水道課長は、当町の都市計画道路は計画決定から50年が経過し、未着手路線も存在し、都市計画全体あるいは都市計画道路全体の配置等を再検討する中で、限られた財源を効率的に事業執行していくためにも、必要性の高い路線を選定し、予算を集中投資していくことが重要である。また、その整備には相当な長期間を要し、財源の確保をどうするかが課題であると答弁がありました。

そこで、小園町長は町長選の公約で、国とのパイプを生かして大型公共事業、駅前再開発、都市計画道路の着工を行いますと公約に掲げて当選しました。そして、平成31年第1回議会定例会招集挨拶で、インフラ整備に関する施策で、道路施策については町の防災力の強化という観点から、浅間山の噴火などを想定した場合の弱点となるような箇所に関し、弱点を解消する道路改修に努める。また、都市計画街路の整備に関しては、当初計画時から長年経過した状況の中で現計画の実現性や整備による効果について再検討し、実情に応じた施策の展開を進めていくと施政方針を表明しました。私は、都市計画道路の多くは、いわゆる高度経済成長期における都市の拡大を前提に計画されており、近年の人口減少、高齢化社会を迎えた現在では、まちづくりの将来像の変化などにより見直しが必要だと思いますが、町長はこの件についてどう考えているのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

荻原議員が御指摘のとおり、私は、都市計画道路を初めとした主要道路の整備は、

防災力強化の観点を主軸に据えることが大変重要であると考えております。このことは私自身のまちづくりの理念でもあります。防災力とインフラ整備をセットにする考え方は、3.11東日本大震災以降、特に国の側も強く意識して政策を打ってきている状況であります。私は、今ある補助メニューを町として駆使していくことももちろん大事であると思っておりますけれども、むしろ地方の側から国に対して制度や補助メニューを提案していくことが重要になってくると考えております。

長年村長をお務めになり、町村会長などの立場で国と対話を続けてこられた川上村の藤原村長は、まさに新たな制度を国に働きかけ、御自身の考え、またこの地域の願いというのを国の制度として形にしてこられたという御経験があります。私の経験はこの藤原村長にはまだまだ遠く及ぶところではありませんけれども、私も県とのパイプ、国とのパイプをしっかりとつくってまいり、活用して道路の整備を進めてまいる考えでございます。

特に東原西軽井沢線に関しては、私が選挙中から申し上げておりましたとおり、浅間山の噴火が予想される際、西軽井沢は人口が大きい一方、逃げ場が少なく、大変心配な状態です。まさに防災力強化の観点が道路整備ときれいに一致するところであると考えています。この路線の開通実現は、いろいろな副次的効果をもたらすものと考えております。4年で全て開通というような生易しい事業でないとは思いますが、スケジュール感をしっかりと持ち、少しでも早い開通にこぎつけられるように努力してまいります。

最後に、都市計画道路の見直しについてでありますけれども、計画時点では住宅がなかったような箇所にも多数の住宅が張りついた状態になっているなど、大きく状況が変化しているところでもあります。もとの計画のまま強引に進めていくということでは町民の皆さんの理解は得られないものと考えております。今後、研究を重ねた中で見直しも十分視野に入れた検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 私は、町長の道路政策について防災力強化の観点を主軸に捉えることの重要性と都市計画道路の見直しを研究を重ねた中で再検討していく方針が確認できました。そして、この2路線は、路線の慢性的な渋滞や歩行者の安全性、災害時の防災道路の必要性から、まさに、今町長がおっしゃっているとおり、防災力

強化の観点を主軸に捉えた重要事業であります。また、個別固有の整備目的がありますが、災害時の避難路や防災・安全の面からも重要な私は連携路線だと思えます。また、インフラ整備に関する施策については、用地改修や整備工事を考えれば膨大な予算と年月が必要となります。町は、七口線で3億7,800万円、5年、東原西軽井沢線では概算で約10億円、10年以上の事業費を見込んでいます。どうか町側には、地域で道路建設の促進に向けた機運醸成を図っていくことと、町民の皆さんへの情報共有を図ることも大切にして、県・国とのパイプを生かしていただき、できるだけ早急完成に向けて事業を進めていただくことを要望して、1件目の質問を終わりにします。

次に、2件目の特別職報酬等審議会のあり方についてお伺いします。

自治体職員の報酬や首長の給料等を審議し、決定、条例に規定するのは最終的には議会であるが、その審議内容をほぼ方向づけるのが、特別職報酬等審議会であります。御代田町特別職報酬等審議会条例において、議員報酬等の額並びに特別職の給料の額について審議をするため、町長の附属機関として御代田町特別職報酬等審議会を置くとなっており、そして審議会は特別職の報酬等の額に関し、町長の諮問に応じ、当該特別職の報酬の額について審議し、意見を答申するものとするがあります。

そこで、1点目の審議会の運営についてお伺いします。御代田町特別職報酬等審議会条例は、どのような理念で制定されたのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

特別職報酬等審議会は、昭和39年5月28日付で旧自治事務次官から都道府県知事宛てに出されました通知により、地方公共団体の特別職の報酬等の額の決定については、第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があるとされ、各自治体の条例で設置するものとされました。

当町におきましては、この通知の翌年、同じ年度ではありますけれど、昭和40年2月15日に御代田町特別職報酬等審議会条例を制定し、審議会を設置いたしました。荻原議員が御質問のとおり、議会議員の報酬や町長の給料等を審議し、決定し、条例に規定することは最終的には議会の議決によるところですが、より一

層の公正を期するため、第三者期間である審議会での審議及び意見、答申でございますが、これは非常に重要なものとして位置づけられていると考えております。

御代田町特別職報酬等審議会条例の第2条では、町長は議会の議員の議員報酬の額並びに特別職の職員で常勤の者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするとして規定しています。

また、同条例の第3条第1項では、審議会は委員5人をもって組織し、その委員は御代田町の区域内の公共的団体等の代表者、そのほか住民のうちから必要の都度町長が任命すると規定しており、同条第2項では、委員は当該諮問に係る審議が終了したときは解任されるものとするとして規定しています。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、昭和39年5月の国の通知により、特別職の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことにより一層の公平性を期する必要があるとの判断から、この趣旨を踏まえた条例を当町も昭和40年2月に条例を制定したと荻原総務課長から答弁がありました。

そこで、今までの会議の回数と審議の経過と内容をお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、近年の状況についてお答えをいたします。

平成6年度から平成8年度までの3年間は、それぞれ年1回審議会を開催し、町長、副町長及び議会議員の報酬について引き上げが答申されております。

平成9年度から平成11年度までの3年間は、審議会を開催せず、報酬の改定を見送ってきました。

平成12年度に開催した審議会では、一つとして、町長、助役、収入役及び教育長の報酬について2.0%引き下げることと、2点目として、議会議員の報酬は据え置くことと答申されております。

平成13年度から平成24年度までの12年間は、審議会を開催しておらず、報酬の改定を見送ってきました。

直近の開催となりました平成25年6月の審議会では、一つとして、町長、副町長及び教育長の報酬について4.9%引き下げることと、2点目として、議会議員

の報酬は据え置くことと答申されています。

その後、平成26年度から平成30年度、前年度までの5年間は、審議会を開催しておらず、報酬の改定を見送ってきております。

以上の経過から、理事者の報酬は、平成26年4月以降5年間改定しておらず、議会議員の報酬は、平成9年4月以降22年間改定しておりません。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、荻原総務課長から、平成6年度から平成12年度までは一定程度審議会が開催され、町長からの諮問に対し答申され、毎年ではないが特別職等の報酬について改定され、そして平成13年度から平成24年度までは審議会は開催されていませんと答弁がありました。

そして、私が審議会の議員報酬の件で調査をしたところ、平成13年2月には民間における給料の抑制、雇用調整が続き、厳しい社会情勢の中で企業の合理化が行われていることから、町側も最大限の努力をする必要があると審議会の答申を受けて、町長、助役、収入役、教育長の報酬を2.03%下げて、議員の報酬は据え置きになった経緯があります。いずれにいたしましても、我々議員の議員報酬の改定は、平成9年以降22年間は行われていません。

そこで、要は条例の中身であります。条例の制定から約54年も経過しています。時代の変遷とともにこれらの条例も若干改正され運用されていますが、新たな審議会の設置や条例等の見直しが必要ではないかと私は思います。

そこで、条例の一部改正、現行の第1条設置、第2条掌握事項、第3条委員の改正及び非常勤特別職の報酬の額も審議できる新たな条例に見直しをする考えが町側にあるか。また、今後の審議会の開催と報酬等のあり方についてお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） 今後につきましてお答えをいたします。

審議会条例につきましては、平成20年9月が直近の一部改正となっており、11年が経過しようとしています。荻原議員の御指摘のとおり、時代に合ったものにしていかなければならないと考えていますので、同規模自治体や近隣自治体の状況を調査した上で、1点目として審議会の設置、2点目として非常勤特別職の報酬を含めた所掌事務、3点目として委員の数などについて、今年度中には一部改正を

検討してまいりたいと考えております。

今後の審議会の開催につきましては、先ほどお答えしましたとおり、平成26年度以降5年間審議会を開催していません。また、報酬につきましても、改定をしておりません。例えば、町側等で報酬の据え置きを今後考えていたとしても、その据え置き自体が妥当か否かを審議していただくためにも、審議会での意見聴取が必要であると考えているところです。

これらを踏まえまして、役場の組織内において特別職の報酬のあり方についての議論を深めるためにも、本年度中には条例の一部改正の後に審議会を開催してまいりたいと考えております。

また、時代や職務内容に即した適正な報酬となるよう、開催年数を余りあけずに短いスパンで審議会を開催するよう努めてまいります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、荻原総務課長から、審議会を本年度中には開催して、条例の一部改正とあわせて審議会を開催したいと前向きな答弁がありました。

そして、私の提案ですが、現行条例では、その都度置かれる非常設タイプで、数回程度の開催で答申している例が大いに見受けられます。せめて、少なくとも3年に1回は審議会を開催して、報酬等のあり方について議論を深めることが大切だと思います。

また、平成29年に全国町村議会議長会の中に、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会を設置し、議員報酬についてほぼ2年間にわたって調査研究をしました。平成31年3月に、町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会の概要版で、第1章で最近の町村議会の動向と報酬等の課題について最終報告をしています。その中で報酬は一般的には特別職報酬等審議会の答申を経て条例で定めることになっている。したがって、それぞれの自治体、とりわけ議会がそのポリシーを示さなければならない。議員報酬と定数は別の論理。特別職報酬等審議会委員の委嘱に当たって、議会を熟知している者を要請する。一度も議会を傍聴したことのない者では十分な審議ができない。また、審議会が動き始めたら委員と議会は懇談をすることも重要である。議会の現状を知ってもらうよい機会である。後出しでなく周知する十分な期間が必要。選挙の2年前、遅くとも1年前には周知できるように、準備

を進めるべきであると報告をしています。

私は、この報告書の提起と成果を無駄にすることなく、今回質問の今後の審議会の開催と報酬等のあり方については、我々議会側も十分な調査・研究・検討を進めて議論を深めたいと思っています。

私は、今回の質問で、議員だけの報酬の見直しの件を強調して質問しているのではありません。今後、本町の報酬等の状況や人口規模、財政状況、社会経済状況等を踏まえた、公正かつ公平な見地から、率直かつ活発な意見交換ができる審議会の開催を切望して、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告2番、荻原謙一議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時57分）

（休憩）

（午後1時30分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、市村千恵子議員の質問を許可します。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告3番、議席番号12番、市村千恵子です。

3点質問いたします。

まず、1点目ですけれども、面替区の地元要望である「集いの家」についての対応はについて質問いたします。

新クリーンセンター建設に当たって地元の面替区の要望書に記載されていたものであり、町も議会も了承していることから、要望書には誠意をもって応えなければならないと思っています。

しかし、提案された事業は、当初の要望書の内容とは大きく違った施設の建設計画になっているのではないかと疑問が湧きます。憩いの家、集いの家と聞けば、多くの人たちは地域住民の方がいつでも気軽に行くことができお茶を飲んだり、カラオケをしたり、好きなことをして楽しい一日を過ごすことができる憩いの場、集いの場と考えるのが一般的な印象ではないかと思えます。

ところが、そのための土地の購入ということで示された場所でありますけれども、

県道から約300m弱ですかね、本当にずうっと上っていった、かなり急な坂を上っていったその人家があるところの外れの山林であります。地域の人たちが歩いて気軽に行けるような場所ではなく、集落の中心地から大きく離れた山林の中であり、この場所では事業の目的から見ても納得できる場所ではないと思います。

また、事業内容が不透明な中での土地購入であったため、議会からは異例の附帯決議が出されました。

そこでお聞きします。その後、区とはどのような話し合いが持たれたのでしょうか。現段階においてどこまで決定されているのでしょうか、その点についてお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

（町民課長 柳沢俊義君 登壇）

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私からはどのような考え方で進めていくのか、前回、議会から出されていることと重複になるかと思いますが、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、集いの家、憩いの家に係ります予算につきましては、3月議会の町民建設経済委員会にて「今後の建物に当たっては、議会及び町民の理解を十分に得ながら事業を進めるよう強く求めるものである」との附帯決議が可決されております。

町といたしましても、事業を進めるに当たりましては、この附帯決議に沿いながら、議会の皆様方に報告・説明をしながら丁寧に進めていく所存でございます。

また、繰り返しの説明になりますけれども、本事業は平成26年12月に面替区から新クリーンセンター建設に係る要望書において、区民の福祉向上を目的とした集いの家、憩いの家など公共施設の整備及び費用拡充を図ることとの要望を受け、平成27年7月に前町長名で貴区からの要望が具体化する過程におきまして、公民館、福祉介護、地域活性化等の各所管課が連携し、貴区が必要とする公共施設の整備及び費用拡充を連携施策等、調整を図りながら検討してまいります。との回答書が出されております。このようなことから、町といたしましても誠実に事業を進めていかなければならないと考えております。

現在の状況でございますが、3月の時点と大きな差異はございません。どのような建物にしていくのかなど、詳しい具体的な内容については、まだ区と協議を始めたばかりであります。本格的な検討はこれからとなります。

いずれにいたしましても、事業執行に関しましては、議会の附帯決議と面替区とのこれまでの経過などを踏まえながら着実に行っていきたいと存じます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） この施設の利用目的と利用による効果については、町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、現在、協議を始めたばかりでございます。利用効果、その分につきましては今後、区とじっくり協議をしてまいりたいと思います。

また、これまでの経過でございますが、3月議会において、まずは用地買収から可決をされ、それについて委員会にて附帯決議がなされたというこれまでの経過もございますので、そのあたりも十分踏まえながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） この中身はクリーンセンターにかかわるものとして前町長のときからなっているわけですが、今回、予算計上というのは新町長、小園町長のところで出されてきておりますので、これまでの経過を見ても提案しているのは町長ですので、現町長として、この問題にどのように対応していくのかが問われてくると思っております。

まず、この議会の附帯決議というものが出たわけですが、これについてはどのように認識というか、お考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

十分に尊重していくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） そうなんですよね。やはり貴重な町民の税金を使って実施し

ていくわけですから、本当に慎重にやっていただきたいと思います。

この予定されている土地の場所ですけれども、町長は、この現地を確認したでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

確認したことはございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 確認したということですから、先ほど来その住民、区民の福祉向上を目的として集いの家、憩いの家というようなものからする場所としては、町長自身、率直にどのようにお感じになったでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

こちらにつきましては、地元の方の使い方、また仮に町外からの交流があれば、そういった方との交流の場とか、多角的な面からその評価は出されていくべきものであると感じております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 多角的なあれなんでしょうけれども、評価というか、あると思うんですけど、町長自身、区民の皆様が通う、そこに集うというふう考えた場合、あの土地というのはどのようにお感じになったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） あの場所ということでありまして、区の中の場所でありまして十分に活用可能な場所ではないかなあというふうには私なりに思いましたし、むしろ機会がありましたらというか、機会をつくってというか、私もそういった場所に参加するということもできるのかなあと思います。そういう意味では、場所として著しく何か不足があるとか、そういうふうには私は感じていないところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 車で行くには県道からもすぐ——かなり細い道ではありますので、かなり民地のところに入れさせていただかないとよけ違いはできないとか、そういう不便さは感じますし、歩いてとなりますと車を持たない人、車で行けない人にとっては歩くというところでは、かなり高齢者の方にとってはちょっと厳しい立地条件なのかなというふうに感じるところです。

まずは町長が直接、面替区のほうに出向いていただいて、住民の声を聞いて判断すべきではないかというふうに思うわけですがけれども、ジャーナリストとして聴く力を自負されているわけですから、ぜひ發揮していただきたいと思っておりますけれども、その考えはございますか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） まず、その利便性という点ですがけれども、面替区も決して狭い地区ではございません。むしろ、あそこのほうが便利な方もいらっしゃいます。

一方で、現状の公民館というのが、じゃあ万人にとって非常に便利なところなのかというと、それは人によっては捉え方が違う可能性もあるわけでありまして、それがいまして、その場所については私としては、不便であるか、そうでないのかということは、区の方の声が大事だと思います。

私どもはこれまで同様、区との協議という形で話を進めさせていただくことになるわけですがけれども、区を中心とした地元での合意形成が十分に行われていることが前提と捉えております。地元の皆さんが十分に納得した上で合意が形成され、町と区の協議がスムーズなものになることを期待したいと思います。

また、面替区外の町民の皆さんにも一定程度、理解される中身であることが大事なことは論を待たないと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、合意形成というふうに出ましたけれども、土地の購入に当たっては面替区の総会で決まったとはいっても、圧倒的多数の賛成ではなく、僅差であつての賛成だったと聞いています。大変懸念するわけです。

というのは、地域の皆さんがこれから先、長く楽しく利用するその憩いの場、集いの場なので、圧倒的多数の方々の賛同が得られないような土地に仮につく

った場合、これから先、区民の皆さんが維持管理の作業、それから維持管理のための区の経費も使うことになると考えられるわけです。将来にわたって、区の中にそのもめごとになる火種を残すことにはならないかと大変危惧するものです。

建物の利用目的、建設費、規模等が決まっていな中での土地購入についての賛否をとったわけですから、ぜひともその合意形成という意味では具体的にある程度決まった時点で再度、面替区民の皆さんに事業の賛否についてお願いする考えはあるでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 町としましては、何と言いましても、その区の決定というのは一定程度以上尊重するべきものというふうに考えているところでございます。

そういった中で私としては、その合意形成というのがしっかりとさせていただきたいということは気持ちとしてはあるわけですが、先ほど聴く力云々というお話もしていただきましたが、じゃあ私がそこに割り込んでいって、それでお一人お一人の声を問うていくと、そういったことが区の合意形成にとってプラスになるのかというと、必ずしもそうとは言えないんじゃないかというふうに思います。

いずれにしましても、町としては、区の決定というのを尊重して行っていく。そうしないと、その地域と町の関係というのはい程度よいものになっていかないというふうに考えますので、尊重してまいりたいと、そのように考えている次第でございいます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） この事業に対する予算は土地の購入ですね、議会で議決されています。異例の附帯決議ということを慎重に受けとめて、それから合意形成とおっしゃっていますけれども、地域住民の圧倒的多数が賛同できるような事業内容にすること。

皆さんにお聞きしたのは土地を購入するということで、内容は具体的なことがまだ決まっていな中でのことですので、その部分の内容について賛同できる事業内容にすること。それから、議会の附帯決議を踏まえて全面的に賛成できる事業内容にすること。二つの課題を解決するまで予算は執行しないという判断をされたほうがよいのではないかと考えるわけですが、この点はいかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） まず、前回としましての附帯決議はありますけれども、既に議会で御議決いただいたということも、また重いものであります。そういったことを、まずは前提に話をしていかなければならないのではないかなあというふうには思っているところでございます。

今の市村議員の御意見に関しましては、そういう御意見が存在するということを認知しましたというふうにお答えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、これから内容を決めていくということなわけですが、その内容について再検討、再考すべきとは思っているわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 恐れ入りますが、内容については、これから検討するものというふうに私は認識しております。ですので、再考ということ自体がちょっと私自身は理解できませんが、ただ慎重にやっていくべきことは間違いないと思っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） ここ数年、面替区の中においても、区の状況というものが多分変化がされていくと思うんですよね。ちょっとこの場で申してはどうなのかなんですけれども、今、面替区と豊昇区では消防、この間の消防委員会でも話がありましたが、ちょっと合併問題があつたりとかする中で、いろいろ状況も面替の中でも変わってくるのではないかなという状況もあります。

詰所の問題など合併になったときにどうなるのかという中で、また公民館とかというのも面替区の中では、町内の中においては公民館というのも大分古くなっているような気もする中で、その内容が住民のニーズ、地域住民の方のニーズというものをしっかり捉えながら、本当に住民の人たちに役立てるようなものにしていただきたいと思います。

それから、合意形成と先ほどから町長が言っているように、圧倒的多数の地域住

民の皆さんが賛同できるような事業内容にさせていただきたいことを求めて、次の質問に入ります。

2点目の、国保税の引き下げの見通しについて、お聞きします。

私は国保運営協議会の会長でもあり、31年度以降の国保の保険税率を見直すかについて昨年の12月に諮問され、町が示した今後の国保会計の推計というのを見せていただく中で、委員の皆さんもやはりちょっと赤字が推計として見られると。また、県の納付金もかなり未知数という中での状況から、引き下げを見送るのが妥当だということで、そういう見送る答申をいたしました。

この間、国保税の引き下げについては、前茂木町長のもとでは引き下げることが可能との到達点にありまして、30年度に国保税を引き下げる方向で検討するということになっており、議会でもそのように答弁していました。しかし、30年度は国保の県への移管があり、31年度においては、県の納付金が大幅に増額や10月の消費税増額という不安要素があったため、引き下げが見送られてきたというふうに思っています。

今、私が述べた経過について間違いはないか、担当課で説明をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、お答えいたします。

国民健康保険の税率につきましては、平成30年度より施行されました新たな国民健康保険制度の特徴的な一つであります、国民健康保険事業費納付金制度、こちらの動向が大きく影響してくるところでございます。

制度が施行されましてまだ2年経過しておりませんが、町国保運営協議会におきまして、税率の見直しについて次のとおり検討を行ってまいりましたので、その経過をお話しさせていただきます。

まず、制度が施行されました平成30年度の税率につきましては、財政運営主体が市町村から都道府県に移行されるという大きな改正がされるため、制度改正後の動向を踏まえる必要があるとともに、近隣保険者、自治体の動向等も踏まえる等、当町の国民健康保険税率に関しては、平成30年度は据え置きが妥当であると判断しますといった内容の答申をいただきまして、現行税率のままとなっております。

また、本年度の税率につきましては、昨年の12月時点で、次の点を踏まえまし

て税率を据え置くこととなっております。

まず、1点目でございますが、平成30年、昨年(2018年)の11月下旬に仮係数を用いて県から示された平成31年度国民健康保険事業費納付金額の試算結果が、平成30年度の納付金額と比較しまして2,800万円余り増加していたこと。

2点目といたしまして、平成31年1月下旬に示される確定係数による納付金額におきましては、消費税率の引き上げの影響などが反映され、さらに額の増加が見込まれていたこと。

3点目といたしまして、国民健康保険税の収入は、被保険者数が減少傾向にあることから、平成31年度の保険税収入は30年度の決算見込みと比較して減少することが見込まれていたこと。

4点目といたしまして、平成31年度、国におきまして消費税率の引き上げが予定されております。被保険者の所得比では国民健康保険税収、保険税の収入への影響も不透明な状況であったこと。

5点目といたしまして、納付金制度が始まってから間もないこともありまして、納付金が今後上がり続けるのか、それとも波があるのかなど、その傾向もつかめないう状況であったこと。

こういったことから、税率の見直しにつきましては見送ることとなっております。

また、来年度の税率についての検討でございますが、こちらは仮係数を用いて算出される令和2年度の国民健康保険事業費納付金額、こちらが本年(2019年)の11月の中旬から下旬にかけて示されてくる予定であります。その額を参考にしまして財政シミュレーションを行い、町国保運営協議会でお示しした上で税率改正について検討を行っていく予定でございます。

また、国民健康保険特別会計の状況でございますけれども、平成30年度で2億円を基金のほうに積み立てております。納付金額等の急激な増加に対しては対応することができる状況ではあります。一方で保険給付費につきましては、平成29年度と30年度の一般被保険者の療養給付費だけを比較してみましても、平成30年度決算の見込みで約2,831万円もの増額となる見込みであることに加えまして、1人当たりの医療費も増加傾向にあります。

そういったことから、今後の財政状況につきましては、いまだ予断を許さない状況であると言えます。税率の改正の検討に係る運営協議会の中で、これらの状況も

踏まえまして、今後につきましても慎重に検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、私が説明した、それでさらに詳しく説明していただいて、30年度においては31年度に向けて見送るということになりました。

それで、今、医療費の伸びの状況を説明されて、29年度から30年度においては2,831万円ほど医療費が伸びているとの説明があったわけですがけれども、御代田町のやはりこの2,831万円、補正の段階でということですがけれども、やはりこの状況からすると、やっぱり今後も医療費が伸びるというふうに見ているのでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

手元の資料は27年度から30年度までの経過があるんですがけれども、それを見ましても給付費自体は微増ではありますけれども、増加している傾向にありますので、今後につきましても増加するのではないかというふうに推測されます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 御代田町の国保税は、県下の中でも非常に高い状況です。

2018年、平成31年度の国保税は、年収400万円、4人家族というモデルケースで見ますと、御代田町38万4,400円ということで県下77市町村中、高いほうから数えて6番目ぐらいになっておりました。

この令和元年、2019年度においては、ほとんどの自治体が値上げとなりました。町は据え置きになったわけですが、他町村が本当はかなり金額を上げたことによって――御代田町は据え置かれたわけですがけれども、上から数えて40番、77町村中40番目となっています。

しかし、この年収400万円の収入で38万4,400円と収入の約――収入ですから。所得じゃないので、かなり純粋な所得になってくれば本当に少なくなるんじゃないかなと。そういう中での、この収入に対して1割にもなる国保税の家計に占める負担割合というのは、本当に相当なものになります。

31年度において、医療費も伸びているという中ではあります、引き下げる考

えというのは担当としてはお持ちでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 先ほども申し上げましたが、税率改正につきましては、国保運営協議会、こちらの中で改めて検討した中で検討していきたいということで御理解いただければと思います。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 町の国保財政は6月議会で承認された専決処分、30年度の補正で見ますと、予備費が1億5,193万8,000円となっております。30年度には、先ほども課長が答弁されたように、2億円の基金を積み立てました。この一部を取り崩して――取り崩さずとも予備費が約1億5,190万円、1億5,100万円ほどあるわけですから、来年の新年度予算については引き下げをしていくべきではないのかと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 繰り返しになりますけれども、協議会の中で検討させていただきたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、国保税は全国の自治体が大変苦勞している大きな課題です。ですから、引き下げは町としての努力を評価するとともに、全国知事会が国に対して要望している1兆円の公費投入、もうこれは県や国に対して県知事会でも――今、保険者が県になったので、県知事会としても国に1兆円の公費投入を要求しているわけです。県や国に対して求めていくことが、町としても必要ではないかと思います。

1兆円の公費投入でこの御代田町の2019年の国保税、先ほど言った38万4,400円でありますけれども、これが21万4,360円ほど引き下がります。そうしますと、この年収400万円の4人世帯で言う中で17万円ほどの減額となり、協会けんぽが19万4,200円ですので、協会けんぽ並みの保険料となるということになります。全国知事会としては足並みそろえて、これを国・県に実施を求めていっていただきたいというふうに思います。

次に、子どもの均等割の減免についての考え方について、お聞きいたします。

国保税が高くなる要因の一つに、世帯の人数を算定基礎とする均等割というのが

あります。世帯の人数が保険料に影響するのは国保だけで、各世帯に定額に係る平等割と同様、他の保険にはないものです。

均等割と平等割をあわせると、全国で徴収されている保険税額はおよそ1兆円ということで、県知事会、全国知事会、同市長会、同村長会においては、この国保の――何せ大分前から国が公費投入を減額、少なくしたことによって今この国保会計というものが大変厳しい状況になっているわけで、この定率国庫負担の増額というのを今の全国知事会、全市長会、それから町村会で求めているわけですが、2014年においてはこの公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの保険料に、負担率にするべきだと政府与党に求めているわけです。

この均等割について、子どもが増えるごとに国保税が増えていくという大きな問題点がありまして、今、子育て支援、少子化問題が叫ばれている中、子どものこの制度は子育て支援に逆行するというので全国の中でも出始めているわけですが、この均等割を廃止して、それから廃止するまでに行かなくても減免、子育て世帯に限定し、子育て支援を目的に子どもに係るこの均等割を減免する必要があるのではないかと思うわけですが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、お答えいたします。

子どもの均等割の減免ということでございますが、まだまだ全国的にも実施している自治体が少ないことから、調査、それから研究等、必要だと考えております。

その理由といたしましては、1点目といたしまして、子どもの対象年齢、設定をどうするのか。

それから、2点目でございますが、何人もいる場合、全てを対象とするのか、また第何子までを対象とするのか。

それから、3点目でございますが、均等割の全額あるいは一部を免除とするのか。

4点目といたしまして、今後、国民健康保険税の収入が減少していくことに加えまして、医療費の伸びが予想されているということも理由の一つかと思っております。

こういった検討すべき課題がありますので、現時点で、すぐに実施していくということは非常に難しいのではないかとこのように担当としては考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） この問題については2月、県議会の日本共産党の山口典久議員の質問に対しまして、県の担当部長は「具体的なお話が市町村から相談がありました場合には、県として支援ができるかどうか個別に検討をさせていただきたいと考えている」と答弁しています。

ぜひとも、この均等割、減免に向けて、県のほうに相談するという考えはありますでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 県のほうにということでございます。そういったお話も今お聞きしましたので、問い合わせ等は行ってまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 町長は選挙戦の中で「県下一の子育ての町を目指す」と言っておられましたので、子育て支援の観点からも、この高過ぎる国保税の問題について、せめて子どもの均等割の部分を第2子、第3子以降、さまざま、年齢もどうするのかということもありますけれども、ぜひここら辺もしっかりと検討してやっていただけたらなというふうに思います。県のほうには減免について相談をしていくというお話もありましたので、ぜひやっていただけたらなというふうに思います。

次に、3点目の、幼児教育の無償化実施に伴い給食費無料化の考えについてをお聞きいたします。

政府は2月12日に幼児教育、保育無償化のための子ども・子育て支援法改正案を閣議決定し、今年の10月から実施となります。子育て世帯の負担軽減と少子化対策につなげる狙いとして、10月からの消費税10%への増税に伴う増収分を財源とするとしているわけですが、幼児教育の無償化の対象者、3歳から5歳は幼稚園、保育園、認定こども園ですか、全員無料ということなんですが、0歳児から2歳児においては住民税非課税世帯のみが対象となると。10月からこれは実施されるわけですが、この保育無償化の内容、実態も踏まえながらぜひお願いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。私からは、幼児教育無償化の実態につきまして、私どもの手元にあります昨年12月現在、国からの示されている範囲内でお答えさせていただきます。

先ほど議員おっしゃられたとおり、幼児教育の無償化につきましては、平成26年度から段階的に進められていて、本年10月から本格実施となります。無償化の対象は、3歳児から5歳児、及び0歳児から2歳児の住民税非課税世帯、及び第3子以降の多子世帯となります。

御代田町の状況を御説明させていただきますと、平成31年4月現在で公立、私立に在園する園児数は327名、認定こども園に通園する園児が8名の合計335名であります。このうち無償化の対象となりますのは、3歳児から5歳児のお子さんが208名、0歳児から2歳児の住民税非課税世帯のお子さんが3名の合計211名が対象となります。

また、給食費につきましては、実費徴収を基本とするものの、国等の方針が打ち出されております。その中におきまして、生活保護世帯やひとり親世帯につきましては、これまでどおり給食費の免除措置が継続されると聞いております。

御代田町においてですけれども、年収360万円未満の世帯の園児69名、第3子以降の多子世帯4名の合計73名が給食費の免除対象となっております。

いずれにつきましても、無償化に伴う作業でございますが、5月下旬に国による都道府県職員対象の説明会が行われております。近いうちに市町村職員対象の説明会が開催されると思われまます。それに伴って作業を進めてまいり、制度開始に備えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今の説明を受けましたが、3歳から5歳の保育料の完全無料化ということになって、これまでは保育料に含まれていました給食費が実費負担となります。ですから、低所得者層には逆に負担が増えることになってしまいます。

でも先ほど課長が言っていたように生活保護世帯、それからひとり親世帯にとって今は無料だったりするわけですから、その方が今度は実費負担となって給食費が取られるのかなと思ったら、そこに対してはちゃんと国として措置をするということの理解でよろしいですね。

○議長（小井土哲雄君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） お答えさせていただきます。

国の方針がそのとおりでありますので、そのとおり実施していきたいということ

に考えております。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 全体として、今度その実費負担となる給食費なんですけれども、町長は、小中学校の給食費の無料化ということを打ち出しています。

そうした中で、保育園が今度は実費負担ということで給食費が発生するわけなんですけれども、町長の施策、その整合性といいますか、町長は給食費無料ということをや小中学校に言っているんですけど、今度は保育料ではなくて実費負担となるので、保育園は給食費を払うような状況になってくるわけなんですけれども、その点ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

まず、整合性という言葉をお使いいただいたわけなんですけれども、ちょっと整合性というのは、この場合どうなのかなと思います。

私はまず前提として、小中学校の給食費無料化を今後目指していくということで公約にしているわけございまして、町民とお約束しているもののほうを先にするというのが基本的に考えるべきだと思いますし、公約も基本的に考える方向性なのかなと思います。

ただ現在、国の制度設計が完全に伝わってきているとまでは言えない状況下かなと思います。なので、これまで給食費（副食費）の免除措置があった生活保護世帯等については、その措置が継続するという事は、先ほど確認いただいたとおりでございます。

したがって、どのような判断をしたとしても、経済的に困窮している世帯に対しては御迷惑をおかけすることはないものと考えておりますし、仮に万一そういった逆転するようなことがあれば、それは御迷惑をおかけするようなことがないように判断するという、そこは検討の余地はあるのではないかなと思います。

今後、国からの情報をしっかりと捉えながら適切に判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 今、町長のほうから言っていただきましたけれども、今の時

点でどうなっていくか状況がわからない。まだ示されていない中で、そのひとり親世帯、それから生活保護世帯については国の政策としてやるということなんでしょう、そうでない部分でのやはり逆に負担が増える――この無償化によって負担が増えてしまうような場合には、町長が今お答えいただいたように対応ができるかなと、していくかなというお答えだったように思いますが、それでよろしいですか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 果たして全体の規模、例えば仮定の家庭の話になってしまいますから、これについては正確なお答えをするというのは結構難しいことかなと思います。なので、仮にこれが実は何百人も逆転するというようなことがあったとか、そういうことが万一起こってしまえば、そこは本当に全部できるかどうかということも含めて検討しなければなりませんけれども、そこまで多人数の方が、保育料がこれだけで給食費はこうなりましたということには恐らく、そうはならないんじゃないかなと思います。

仮に、そういうことが起こってきたとすれば、町としては真剣に検討する。やはり今まで払っていただいて無償化になりましたとあって、国の決め方が悪くて上がりましたと。それで町の判断として済むのかなというか、私はちょっと人情として、また子育てしている世代としても、そういう町の対応がもしあれば疑問に思われるのかなというふうに思いますので、もし仮にそういうことが発生し得るのであれば、慎重な検討をしていき、できるだけ町民の皆さんの要望に応じていく必要があるのではないかなと、このようには思っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） これに関連して、町長の公約である小中学校の給食費の無料化について、3月議会で答弁されたことについてお聞きしたいと思います。

私の、高校生の給食費の無料化と高校生の通学補助ということでお答えいただいたわけですが、そのときに町長は「給食費の無料化の財源は、ふるさと納税を積極的に活用する考え方を強く持っている」と答弁されたわけです。

私は、この事業の財源を不安定なふるさと納税に求めるのではなく、さまざまな先ほど来、ふるさと納税を集めるに当たってのいろいろな方策を示されたわけですが、やはり安定的な一般財源で財政計画をしっかりと立てて取り組むべきと

思うわけですが、この点はいかがですか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 既に通告の中身からはみ出した御質問かなと思いますので、私なりに今考えておるところを答えるということになるかと思えます。

まず、そのふるさと納税が不安定なものである、これはやり方によってそういうことが起こり得るわけでごさいます、不安定化しないように今までよりもたくさん集めるという強い決意を持ってお話しさせていただいたわけであります。ただし、一般財源に、つまり恒久的な財源からそれを取ってきたほうがより安定的であるということは事実であります。

ただし、その財政規律という面からいっても、一般財源を頼みに最初からしているのかというと、そこについても私には一定の心理的留保というのがあるところがあります。

まずは私自身、町長として、自分で財源を獲得してくるということも町の皆さんに示しながら、そして理解を得ながら、この給食費の無料に向けて取り組んでいくということをお示ししていきたいと。これから例えば行政、私どもが運営している行政の中で若干冗費が出ているとか無駄に思われるようなことがもしあった場合に、それをしっかりとスクラップしていくとか、そういったことも含めて私どもは考えていって、その結果、財源を生み出していくと。

ただ、それには時間はかかりますが、できるだけ早くかなえるためにも、ふるさと納税をまずは活用していきたいと、そのような思いを示しているところでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） もう1点ちょっと気になる答弁がありました。学校の給食費を無料にするという選挙公約に対して、私への答弁の中で「給食費無料と高校生の通学補助はいずれも多額の予算が必要であることから、実施そのものの可否、実施内容、実施時期、いずれにおいても慎重に検討が必要なものと認識している」というような答弁がございました。大変驚きました。

最後の通告だったので時間がなく、そのときは言及できなかったわけですが、町長になって1カ月も経たないのに、早くも目標を下方修正かなと思いました。

下方修正するまでに一体どれだけの努力をした結果として――そのときの答弁でも「できるだけ」とか「できる範囲で」という答弁だったように思います。

ぜひとも公約に対しては政治生命をかけて、何としても実現させるという強い思いが必要ではないかなというふうに、町民の暮らしと、町の将来に責任を負う町長のあるべき姿、姿勢ではないでしょうか。

ぜひともそういう部分で、その実施そのものの可否とは、どういう意味だったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 市村議員に申し上げます。

ただいまの発言は通告の範囲を超えております。学校給食費無料化の適合性についての質問に戻してください。

市村議員。

○12番（市村千恵子君） はい、わかりました。それでは、また別の機会を見て、町長の姿勢を聞いていきたいと思います。

いずれにしても、町長は「県下一の子育ての町を目指す」とおっしゃっているわけですから、ソフト面、ハード面を含めて、ぜひとも本当に県下一誇れるような町にしていただければなというふうに思っています。

以上で質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告3番、市村千恵子議員の通告の全てを終了します。

通告4番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 通告4番、議席番号5番、池田るみです。

本日は、不妊治療と不育症治療の助成制度についてと健康寿命延伸への取り組みについて、2件について質問いたします。

1件目に入ります。

子どもが欲しいと望んでいても妊娠、出産に至らない不妊症、不育症の方の治療費は保険が適用にならないものも多く、自己負担が大きくなっています。経済的負担を軽減するための不妊治療と不育症治療の助成制度について、質問いたします。

初めに、不妊治療の助成制度についてですが、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年度の出生動向基本調査によると、不妊の検査や治療を受けたことがある

カップルは、5.5組に1組の割合で増えているという調査結果があります。

御代田町では、不妊治療を受ける御夫婦の経済的負担を軽減するために不妊治療への助成を行っており、本年度の当初予算では120万円が計上されております。この不妊治療への助成は、顕微授精と体外受精の治療に対し、1組の御夫婦へ1回の治療につき15万円まで、1年で2回を限度として通算5年間助成をしています。

不妊治療助成制度の拡充については、私は平成26年9月の第3回定例会で一般質問をさせていただきました。その後、650万円であった所得制限が730万円に引き上げられ、不妊治療費助成事業補助金交付の交付申込書がホームページからダウンロードができるようになるなど改善されております。

不妊治療助成制度の利用状況はどのようになっているのか、また成果はどうか、お聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

当町では少子化対策の一環として、指定医療機関以外での治療に対しての助成がない県の不妊治療助成制度を補完するため、平成17年3月1日より不妊治療費助成事業を開始し、以後、要綱の改正等を行ってきております。

当初は1年度当たり1回10万円で2年間までだった助成額を、平成23年1月より1年度当たり1回15万円、年に2回、5年間までというふうに改正しております。また、28年4月1日からは助成要件を緩和し、所得制限をなくしております。

助成金の交付の状況といたしましては、平成21年度から平成30年度までの10年間で、延べ件数で48件、31組の御夫婦に助成をしております。また、助成を受けた御夫婦のうち、15組の御夫婦にお子様は産まれております。

ただし、これは助成したその際の治療で妊娠・出産しているかという部分につきましては、不明な点がございます。

今年度につきましては、5月末現在で延べ2件、1組の御夫婦に助成を行っている状況でございます。

不妊治療の助成につきましては、広報ですとかホームページ等で周知を行っておりまして、お問い合わせや御相談が担当係のほうに寄せられておりますが、デリ

ケートな内容でございますので、匿名での相談等も受け付けております。

申請書の様式等につきましては、窓口に来庁せずにホームページからの印刷ができるようプライバシー等にも配慮しておりますし、また県が設置しております専門機関である不妊・不育症相談センターとも連携をとりながら対応している状況でございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 48件31組の方が、また、今年に入って5月末までに2件1組の方がということで、15組の方がお子様を出産されているということで本当に喜ばしいことではあります。

不妊治療をしている方から、3月に不妊治療助成制度についての御相談がありました。当町では現在、助成制度の対象になっている治療は顕微授精と体外受精であり、人工授精は対象にはなっておりません。

相談者は、治療をしている病院で「近隣の佐久市や軽井沢町などでは人工授精も助成を受けることができるけれども、御代田町は対象になっていない」と言われたということでした。

そこで、近隣の市町を調べたところ、軽井沢町、佐久市、小諸市、東御市などでは人工授精に対し、助成を行っております。人工授精についても、保険の適用にならない実費の治療になるものもあることから、経済的負担の軽減のために当町でも助成の対象にしていただきたいと思いますと考えますが、考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 当町の要綱で定めております特定不妊治療、こちらは体外受精、それから顕微授精でございますが、この定義は厚生労働省の制度に沿ったものでございまして、県の制度を補完する意味で所得制限、年齢制限等は設けておりません。

人工授精を助成対象とするかという見直しについてでございますが、県のほうで毎年集計しております市町村の不妊助成事業の実施状況等、こういったものを参考にしますと、近隣等でも人工授精を助成の対象にしている市町村が多いということは理解をしております。ですので、そういったところの助成実績等もお聞きした上で今後、検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 近隣の助成をしているところの状況を確認しながらということでしたが、ぜひとも人工授精へも助成を行っていただきたいと考えております。

不妊の原因は、女性だけの問題ではなく、男性・女性とも、ほぼ同じ割合であるといわれております。WHO（世界保健機構）の調査で、不妊の原因は、男性不妊は48%、女性不妊は65%で、そのうち男性のみに原因があるケースは24%、女性のみの場合41%、男女ともに原因があるケースは24%、原因不明は11%と報告されております。

長野県では不妊治療に対し助成をしており、男性への不妊治療へは上乗せの助成をしており、1回当たり15万円が上限となっております。また、佐久市や小諸市でも男性不妊の治療へ助成をしております。

26年9月に男性の不妊治療の助成についても質問をしましたが、現時点では考えていないということでした。不妊の原因は女性だけでなく、男性にもあることがあり、男女ともに原因があるケースは24%あります。男女ともに原因がある場合、顕微授精、体外受精の治療に対し助成をしても、さらに男性の治療には治療費が必要になることから、経済的負担は大きくなります。男性の不妊治療への上乗せ助成など、男性の不妊治療の助成の考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 池田議員、26年9月にも同様の質問をされておるといってございませう。その際も、その時点では考えていないという答弁だったかというふうに思います。

不妊治療につきましては、女性だけ、あるいは男性だけで行うものではなく、夫婦に対して行うものでありますので、助成につきましても同様の考え方でおります。

男性の不妊治療に限った助成制度というものにつきましては、現時点でも考えてはいないというのが現在のところでございますが、県の上乗せの助成というのが始まったということでお聞きしております。その点、調査をさせていただいて、今後研究させていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 県の上乗せ助成について、また研究をしてということでした。や

はり男女ともに原因がある場合は、さらに治療費がかかります。上乘せ助成ということで、県のほうも始めておると思います。当町でも独自に、ぜひ上乘せ助成の件を含めまして、男性の不妊治療の助成についても考えていただきたいと思います。

次に、不育症治療助成制度の導入についてに入ります。

不育症とは、妊娠をしない不妊症とは異なり、妊娠はするものの、流産や死産を繰り返し、出産に至らない症状をいいます。不育症は検査によって原因が判明し、適切な治療をすれば、8割以上の方が出産をすることができるといわれております。しかし、検査や治療費には保険が適用にならないものもあることから、治療費は高額な費用がかかります。

そこで、不育症の患者さんの皆さんの経済的負担を軽減するために、検査や治療費に対し、助成制度を導入する自治体が増えております。

平成26年9月に不育症の治療を受け無事出産をした町内の方から、不育症の治療には大変な費用がかかったこと、そして2人目の出産を希望していてもまた不育症の治療が必要になることから、不育症への治療に対しても不妊症と同じように助成を求める声があったことから、その26年9月に一般質問をさせていただきました。その際の答弁では、「治療指針や助成等に関する今後の県や国、周辺市町村の動向を踏まえた上で検討をしていきたい」という答弁をいただき、約5年が経ちました。

その間、県では平成27年4月から、1回の妊娠に係る検査及び治療につき上限5万円、通算6回までの不育症に対する助成制度が始まりました。

また、平成29年には東御市や坂城町などでも助成制度が導入されるなど、導入自治体が増えております。

当町での不育症治療助成制度の導入についての考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

不育症の治療助成制度につきましては、平成27年度より県の助成が開始されております。

県の資料によりますと、県内の市町村、こういった制度の導入状況につきましては、昨年の時点でございますが、36市町村が導入をしておると。近隣では、佐久市、それから東御市、小諸市などで導入がされている状況でございます。ただし、

どこまでの治療を対象とするのかといった部分、そういったところが自治体によって異なる部分があるかと思えます。

前回の5年前の答弁と同様になってしまいますけれども、周りの市町村ですとか国や県の動向、それから治療指針、そういったものを踏まえた上で今後さらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 今また5年前と同じような答弁をいただいたわけですが、治療指針や近隣の市町村の動向を踏まえながらということではあったんですけども、この5年間で検討されたことがあったのかどうか、お伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

担当のほうでは、もちろん検討はしております。ただし、国のほうからは明確な治療指針ですとか、そういったものは示されていない状況でもございます。各自治体それぞれの判断という部分もありますので、そこをどういった捉え方をするのか、町としてどういうふうを考えていくのかという部分で、今後さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） この不育症の治療には県の助成制度があります。坂城町が助成制度を行っているわけですが、10万円までとなっていて、県の不妊治療の助成を受けている方でも、県の助成額上限5万円を除いた分の医療費に坂城町も助成をしていて、県の助成と町の助成を受けることができるようになっております。

不育症の治療には本当に大変にお金がかかりまして、県の助成を受けられるだけでなく、やはり町独自に――坂城町のような県の助成制度を利用して、治療費が上回っている場合でも、残りの医療費にも町がさらに助成ができるような不育症治療の助成制度が導入できればよいのではないかと思うんですけれども、その辺について、もう一度お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） そういった部分を含めまして、改めて検討させていただ

きます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） ぜひ、こちらの件も踏まえていただきながら、また検討をしていただきたいと思います。

不育症は、検査と治療によって80%ほどは無事出産することができるかと厚生労働省の研究班から報告されておりますが、流産や死産が不育症ということであるというのが、まだ認知度はあまり高くないのではないのでしょうか。

佐久穂町では助成制度はありませんが、不育症を知ってもらうために「不育症とは」ということでホームページに記載をして、認知度を高める取り組みもしております。また、県などの助成制度等にもつなげるようになっております。

当町でも、まず不育症という認知度を上げる取り組みや、県の助成制度につないでいただける取り組みをしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 県が設置しております専門機関である不妊・不育症相談センター、こういったものもございますので、そういったところとも連携をとりながら、また町の広報等を通じてお知らせしてまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 私からも若干お答えいたします。

私ども今、町のホームページ、これから中身を充実させるということはしていかなければならないと思います。

そういった中で、今おっしゃっていただいた不育症の啓発ということも、例えばですけれども、その佐久穂町さんがよいページをお持ちであれば、そこにリンクをしてみるとか、そういったことから始められるのかなと思いますので、その町の広報体制全体の中で、そういう啓発ということも位置づけていくということは確かに重要ではないかなと今お話を承りまして思いましたので、そういった点からも検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 町のほうでも不妊治療については広報やホームページ等でも啓発していただいておりますが、不育症についてはやはり見当たらない部分があります

ので、ぜひとも不育症ということがまだ認知度が低くて理解されていない方も多いと思いますので、ぜひホームページ等でもしっかり周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、広報やまゆり4月号の小園町長の就任挨拶に「乳幼児を育てている最中の若いお母さんとよく対話をして「不妊治療について、御代田町に引っ越してきたがゆえに受けられなくなった」というお話があった」とあり、直接、町民の方から小園町長も声を聞いていただいております。

町長は、不妊治療助成制度についてどのように考えられるのか、お聞きいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

今、御指摘いただいた点、よくお読みいただいて大変ありがたいなと思います。確かに、そういった声を子育て世代、私よりちょっと若いぐらいの世代の方から幾つも声を聞いたことは事実であります。

実際にその施策、町のほうで、どういうふうに反映していくかということの検討を進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、お話を聞いている中で、お困りの御家庭というのが、私が想像している以上に多いという実感はあります。何かよいことが、お役に立てることがないかなというふうに私の思いとしてはあるんですけども、そこら辺はやはり財政の問題もありますし、あとどういった方を対象にするか、どういった中身を対象にするかなど検討すべき課題もたくさんあると思います。

そういったことを総合的に見ながら私として判断をし、必要に応じて議会の皆さんにお諮りしていくというようなことになろうかと思いますので、まずは今このような特に具体的に何をするということは言えないわけですけども、御理解賜ればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 子どもが欲しいと望んでいる方が無事に妊娠・出産できるために、助成制度の充実や周知——周知のほうは今すぐにでもできると思うんですけども、さらなる整備を期待いたしまして、1件目の質問を終わりにいたします。

では、2件目の、健康寿命延伸への取り組みについての1点目、特定健診につい

での質問に入ります。

長野県が発表した「毎月人口異動調査」に基づく4月1日時点の年齢別人口推計では、77市町村のうち、65歳以上の高齢化率の割合が30%以上になった市町村が70市町村に達し、県全体の高齢化率も31.8%と過去最高を更新いたしました。

御代田町の高齢化率は28.3%で77市町村の75番目と、低いほうから3番目となっておりますが、1年前に比べ0.4%上昇しており、高齢化は進んでおります。

また、長野県の平均寿命は、平成30年末発表で、男性は81.75歳で2位、女性は87.67歳で1位ですが、3年に一度、国民生活基礎調査をもとに算出する健康寿命は、29年調査で長野県は、男性は72.11歳で全国20位、女性は74.72歳で全国27位、男性で9.64歳、女性で12.95歳と、平均寿命と健康寿命との間に開きがあります。

高齢者がピークとなる2040年に備え、5月29日に厚生労働省が示された改革案によりますと、健康づくりの面では健康寿命を男性は75.14歳以上、女性は77.79歳以上にすると目標が設定され、特定健診のアップなどが盛り込まれております。人生100年時代を迎え、自立をして健康な生活を送っていただくため、健康寿命の延伸の取り組みを進めていくことが大切になってまいります。

そこで、一つ目は、病気を初期に発見するために、健康診断の受診率を上げていくことが必要と考えます。

町では、健康診断の受診率向上へ、昨年からは、40歳から74歳までを対象とした特定健康診査の健診料の自己負担を2,000円から1,000円に引き下げました。また、40歳、50歳、60歳の節目の方は無料となりました。健診料の引き下げ後の受診率と効果についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

当町では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、特定健診を実施しております。特定健診は、心筋梗塞、脳梗塞、腎不全といった重大な疾患の発症及び重症化を予防するため、生活習慣改善を図ることを目的として身体の状態を検査するもので、年3回の集団健診、それから町内医療機関で受診できる個別健診を行

っております。

こちらの自己負担額の見直しにつきましては、町国民健康保険運営協議会に諮りまして受診率向上の対策の一つとしまして、平成30年度から一律2,000円を1,000円に引き下げ、対象年齢の初年の40歳、それから節目年齢であります50歳、60歳の方を無料にしてございます。

こちらの受診率につきましてはですが、平成29年度が47.8%、平成30年度につきましては、現在まだ確定がしておりません。現時点では41%でございます。ということで、大きな伸び等はございません。これは確定するのはまだ先の話になりますので、その時点でないとわからないんですけれども、そういった状況でございます。

また、40歳、50歳、60歳の節目年齢の方の受診率につきましては、平成29年度が22.2%、平成30年度が現在31.3%となっております。こちらは向上しておるようになっております。ただし、節目年齢の方に対しましては受診勧奨を重点的に行ったため、受診率上昇といった部分は無料健診の効果だけとは言い切れないこともあります。この辺につきましては、今後の動向を見ていきたいと考えております。

特定健診の受診率向上の取り組みといたしましては、健診の自己負担額の見直しのほかに被保険者に対する周知、それから健診の受診啓発、定期的な医療関係者、医療機関受診者には検査データの提出への啓発、また特定健診をがん検診と同時に実施できる体制、それから集団健診や個別健診を整備し、ライフスタイルに応じて受診できる等、受診しやすい環境を整えてきておるところでございます。

また、特に未受診者の対策といたしましては、戸別訪問、通知、電話、広報等で受診の啓発を行い、受診率を上げ、疾病の発症及び重症化予防を重視する必要がございます。

健診料の引き下げにつきましては、まだ開始したばかりでございますので、すぐに効果という部分では期待できない部分もあるかと思っておりますけれども、今後、受診率等の経過につきましては、経過を見ていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 節目健診のほうは22%から31.3%になったということで、

無料にしたからではなく、周知もしっかりしたからということでもあるという答弁だったかと思えます。

あと引き下げによって29年度、30年度——まだ30年度が確定していないということで、今現在では下がっているという理解でよろしいかなとは思いますが、けれども、2,000円から1,000円に引き下げた効果があらわれてくるのは、これからまだ時間がかかるのではないかというお話もあったわけではあります。

現在、町では、国民健康保険加入の40歳から74歳まで受けられる特定健診の健診料は、先ほども言いましたが、自己負担は1,000円となっております、40歳、50歳、60歳の方は自己負担がなく、無料で受診ができております。

そして、健診方法は年3回と今答弁をされたかと思えますが、保健センターで行われる集団健診と、町内の医療機関において各自で予約をして健診を受診する個別健診があります。

近隣の市町の軽井沢町、小諸市では、特定健診の健診料は無料であります。また、軽井沢町では、個別健診は町外の小諸北佐久管内の医療機関でも、町が発行する受診券を持っていけば受けることができるようになっております。

先ほども答弁の中で、個別健診の体制をまた整備していくなんていうお話もあったわけですが、健診率の向上へ、健診料の無料化や受診できる医療機関を町内だけに限ることなく、町外の医療機関にも広げることにはできないのか、お聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

まず、健診料金の関係をお話しさせていただきますが、こちらは引き下げを行ったばかりでございます。今後の受診率等の推移を見ながら検証してまいりますので、また無料化という部分につきましても、国保の運営協議会のほうにお諮りして検討を続けていきたいというふうに考えております。

それから、受診医療機関の町外への拡大という部分についてでございますが、定期的に医療機関を受診している方の検査データの提出を依頼できる医療機関につきましては、町外に拡大をしておるところでございます。なお、個別健診につきましては、住民のニーズ、そういったものを聞きながら今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 広報やまゆり4月号の保健センターだよりに、平成29年度の40歳から74歳の国保加入者の1カ月1人当たりの医療費が「健診受診者は1万1,760円、未受診者は3万4,051円と約2.9倍の違いがありました」とあります。健診によって健康意識が高まることや、発症の前段階で発見ができ、重症化しないことなどによると考えられるということでありました。このように医療費に大きな違いがあることに私も大変に驚き、健診の大切さを改めて実感したところでもあります。

健診申込書などにこのような、やはり健診を受ける方と受けない方では医療費にも差があるということも載せていただくなどすると、本当に皆さんも「あっ、健診の大切さ」と私自身がそうだったので意識も高まると思うんですけども、確かに広報やまゆりには載せていただきましたが、申し込みのチラシに入れていただくような取り組みもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） そのような御意見ありがとうございます。

一度、広報のほうにも載せてありますので、改めてということになってしまうので、その辺はちょっとまた内部で検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 今回載せていただいているのは29年度の分になりますので、来年の申し込みの案内をするときには30年度なんかを載せられるとよいのではないかと思います。また検討のほうをよろしく願いいたします。

次に、介護予防教室とフレイル予防について、質問に入ります。

60歳以上の方全てを対象に、一般介護予防事業として、エコールみよたのあつもりホールで介護予防教室が行われております。

この介護予防教室は、理学療法士や音楽療法士を初め、多くの講師の皆様によりさまざまな介護予防に関する講座が、昨年までは月2回ほど開催されておりましたが、今年4月からは月1回ほどの開催と、年間の回数が減り、時間も30分間短くなっております。毎回、楽しみに参加をしていた方の中には、回数が減ったことに「残念です」と言われている方もいらっしゃいました。

今年度、介護予防教室の回数や時間を減らした理由をお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

介護予防教室、こちらは国が示す地域支援事業の一般介護予防事業に位置づけられております。

平成18年度から開催をしております、初年度につきましては年3回、参加延べ人数は200人程度でございました。

それから、19年度は年12回、以降30年度までは年23回に加えまして、調理実習を含めた栄養改善教室、こちらを4回ほど実施しております。

参加人数につきましては、平成22年度の2,600名をピークに減少しております、平成30年度は1,474名となっております。

減少の要因といたしましては、参加者の高齢化が進みまして自分の足で会場まで来られないということや、また平成27年度から住民運営の通いの場であります通所型サービスBといたしまして、NPO法人はつらつサポーターが運営する、はつらつ介護予防教室が町内の公民館及び世代間交流センター3カ所で始まったことが考えられます。

この、はつらつ介護予防教室は、今年度までに6カ所ということで増加しております。これによりまして、エコールみよたを会場とする介護予防教室から、御自分が住んでいらっしゃる地域のはつらつ介護予防教室へシフトした方も多いのではないかと考えております。こういった状況を踏まえまして、本年度につきましては、毎月1回、年12回、栄養改善教室を4回という形に変更をしております。

それから、時間の減少でございますけれども、今までは120分の教室でございました。今年度より、30分短縮し、90分としております。

理由といたしましては、講演会形式で120分を要しますと、途中で休憩を入れましても、椅子に座りっ放しの時間がとても長くて、高齢者の皆様にとっては苦痛に思われる方もいらっしゃるということがございます。また、保健福祉課内で介護予防教室以外の住民向けの講演会等を開催する際も、参加者の負担軽減ということから、ほとんどが90分の時間としております。また、講師の中には予定よりも早く終わる場合もございます。このようなことから、90分の講義というのが適当ではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 参加人数の減少など、また、はつらつサポーターが行っている教室への参加に移った方もいるなど理由がいろいろあるとは思いますが。

近年、高齢者の多くの場合、健常な状態から要介護状態になるまで、フレイルという中間的な段階を経ていると考えられるようになり、現在、日本では予備軍を含めると450万人いると言われております。

フレイルとは、加齢に伴い筋力が衰え疲れやすくなり、家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指しています。脳疾患などの疾病や転倒などの事故により、健常な状態から突然要介護状態に移行することもあります。高齢者の多くの場合、フレイルの時期を経て徐々に要介護状態になっていくと考えられております。

フレイルは、身体的問題のみならず、認知機能障害やうつなどの精神、心理的問題、独居や経済的困窮などの社会的問題が含まれる多面的な概念です。身体的要素のみに着目したサルコペニアやロコモティブシンドロームや精神心理的な軽度認知障害。そして、社会的問題である孤立など、散在する高齢者の問題に関する概念を一つにまとめ、高齢者の状態を全体的に把握しようとするものです。

高齢者は、フレイルの時期に心身及び社会性など、広い範囲でダメージを受けた時に回復できる力が弱くなり、環境や外部からのストレスに対しても弱くなります。しかし、適度の運動や栄養の摂取、社会参加によって、健康を取り戻せる時期ともなっていて、フレイルを早期発見、早期支援することが大切です。

総合的フレイルチェックには、厚生労働省の基本的クリスプがあり、このチェックリストは身体、社会、精神の衰えを広くカバーしていて、フレイルを発見するための主なチェックリストの一つと言え、町で行っているチェックリストもその一つであると考えます。

また、広報やまゆり6月号の20ページ介護のとびらに「知っていますか？フレイルについて」ということで詳しく掲載され、フレイルのセルフチェックもありました。そして、「いつまでも元気な毎日を過ごし、健康寿命を延ばすためにはフレイルの予防や改善が大切です」とありました。

フレイル予防へ60歳以上を対象に行っている介護予防教室などで、フレイル予防について学んだり、筋力測定やお口の機能の測定をしたりするフレイルチェックや運動を行うなど、フレイル予防教室を開催してはいかがでしょうか、考えをお聞

きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

当町では、毎年、70歳以上の偶数年齢の高齢者に基本チェックリストを送付し、虚弱が認められた方には、町の介護予防、日常生活支援総合事業への参加を勧めております。

この基本チェックリストは、近い将来介護が必要となる危険の高い高齢者を抽出するスクリーニング法として、2006年の介護保険制度改正の際に、介護予防把握事業の一部として導入されたものでございます。

基本チェックリストに含まれている栄養、口腔、運動、社会性の各領域は、フレイルの要素としても重要なものであり、これらの要素を含む基本チェックリストはフレイル状態の把握のみならず、介入すべき対象領域の特定にも利用できると考えております。

一般高齢者向けの介護予防教室では、高齢者の特徴である低栄養に着目した栄養改善教室という調理実習があります。基本チェックリストで虚弱が認められた総合事業対象者向けには、介護予防日常生活支援総合事業としまして「はつらつ介護予防教室」があります。

また、6カ月間の短期間で行われる短期集中予防サービスは、厚生労働省から示されております地域支援事業関係プログラムに基づき実施しており、単に虚弱高齢者の創作や趣味などの生きがい活動の支援ではなく、介護予防を主な目的として科学的根拠に基づいたものとしてございます。

個々の身体レベルに応じて町内3カ所実施しておりまして、内1事業所では栄養改善、口腔機能のメニューがございます。

加齢に伴ってあらわれる身体機能の兆候を捉えたフレイルを、介護の前段階と言いますかね。そういった状態と位置づけますと、基本チェックリストで虚弱と判定された総合事業対象者の多くにつきましては、フレイル状態の高齢者であるというふうに言えるかと思えます。

介護予防教室につきましては、そういったフレイル状態にある高齢者への予防教室であるというふうに考えてはおりますが、御質問いただきましたフレイル予防教室、こういったものにつきましては、私自身も、まだ理解が進んでない部分もあり

ますので、今後も導入状況ですとか成果、そういったものを調査、それから、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 先ほども言いましたけれども、チェックリストもしっかりフレイルのチェックもしていただいていたたり、介護教室の中でも一つ一つについては、栄養についてだとかやっていたいでいるわけですけれども、このように筋力測定とか数値でわかると皆さんが、「次回、来るまでには落とさないにしよう。その数字から落とさないにしよう」とか、「もう少し頑張ってみよう」とか、そういうやりがいが見えてくると思うんですね。

ぜひそのようなことも考えていただきながら、フレイル予防教室についても検討をしていただきたいと思います。

介護が必要になる前のフレイルの段階では、適度な運動、栄養の摂取、社会参加によって、健康を取り戻せると言われております。要介護にならないようにするための一つとして、社会とのつながりを持つことが大切になってきます。

家に閉じこもってばかりいるのではなく、外出をする機会を増やし、人との交流を持つためには、集える場所や外出をするための移動手段の充実が必要であります。

そこで、移動手段について質問いたします。

町では、高齢者の移動手段として、70歳以上を対象にしたタクシー利用助成制度があります。昨年、制度が見直され1年間の利用可能枚数が30枚から48枚に増えました。

また、1枚の購入金額は600円から400円に引き下げられ、利用額も1,500円から1,000円となり、初乗り料金などだけなどの近距離移動でも気軽に利用できるようになりました。

そして、これまでは1回の乗車で1枚の利用だけでしたが、2枚、3枚と複数枚の利用が可能となり、町外の病院などに行くなどの長距離移動でも補助を受けやすくなるなど使いやすくなり、利用者からも好評です。

しかし、独居の高齢者の方などからは、枚数が足りないという声も伺っております。昨年度の利用状況はどうだったのか、利用状況と課題についてお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 阿部保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） お答えいたします。

制度改正につきましては、今、議員、おっしゃられたとおりでございます。平成30年度に、利用される皆様の要望等を踏まえまして、より利用しやすいものにするために、これまで1枚当たり600円で利用上限が1,500円であったものを、400円の利用上限1,000円ということで移行してございます。また、購入上限枚数を30枚から48枚へと制度改正を行いました。

平成30年度でございますが、変更後1年目、初年度でございますが、1枚当たりの単価を引き下げたことで、購入者につきましては29年度395人から30年度447人へと増加をしております。また、使用された助成券の枚数につきましても、前年度5,960枚から8,708枚へと増加しております。

利用者のニーズに応えるための改正でございましたので、利用者が増加したことにつきましては、大変喜ばしいことだと感じております。

一方、購入枚数に対する利用率を見ますと、29年度73%に対しまして30年度は69%、やや減少しております。これは、1枚当たりの単価が下がったことで、購入枚数は増やしたものの、使い切らずに余ってしまった方が増えたことによるものと思われまます。

申請によりまして還付できる仕組みもございますけれども、期限内に手続をしないとそのままになってしまうというケースもありますから、利用される皆様には使い切れる枚数での購入をお願いしているところでございます。

また、窓口で購入される皆様からは、「年度ごとに設けられた使用期間をなくしまして、購入した分はいつでも使えるようにしてほしい」ですとか、「購入できる枚数をもっと増やしてほしい」。そういった声も聞こえてまいります。

制度開始以降、利用者のニーズに応える形で改正を行ってきております。今後につきましても、そういった声、それから利用状況等を注視しながら、より使いやすい制度を目指していきたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） 利用者の声も伺っていただいている、ぜひまた、その声にもお応えいただけるように、改正のほうも、また必要であればしていただきたいと思うわけですが、独居の方は枚数が足りないという声が、私のほうに伺っておりますので、ぜひその辺も、また、検討の課題に入れていただきたいと思っております。

運転免許証を返納したと考える高齢者の方が多いものの、買い物や病院などの移動を考えると返すことのできない方もいらっしゃいます。

県警によりますと、県内では昨年1月から11月に運転免許を自主返納した65歳以上75歳未満は6,490人で、前年同期に比べまして354人増で、75歳以上では5,625人で、744人増えています。

市町村においても返納者を支援しようとする自治体も増えております。軽井沢町では、運転免許証明書交付手数料の補助と1万円分のタクシー利用券を1人1回限り配布をしております。

佐久市では、市内循環バス、デマンドタクシーの共通回数券を200円券11枚つづり10組分、2万2,000円分を1回に限り、無償で交付しています。

高齢者の虚弱、フレイルの要因の一つは、社会とのつながりを持つことが少なくなることにあることから、家に閉じこもってばかりでいるのではなくて、外に出かけていくことが大切です。

車を運転していた方が運転をしなくなると、外に出る機会が減りがちになり、フレイルになってしまう可能性もあると考えます。運転をしなくなった方が社会とのつながりが少なくならないように支援していただきたいと考えます。

当町では、高齢者のタクシー利用助成制度があります。近隣の市町村で行っているようなタクシー利用券の無償配布などで支援していただきたいと考えますが、自主返納者への支援について考えをお聞きします。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは運転免許証の自主返納者への支援ということでお答えをさせていただきます。

当町の交通事情を考えますと、都会のように鉄道やバスといった公共交通網が充実しているわけではなく、移動手段については自家用車が中心となっております。このような状況の中で、高齢者により自家用車の運転が難しくなっても家族などの支援が得られない場合、日常の買い物や通院など移動が困難になります。

老年人口が増加傾向にありますので、高齢者の交通弱者が増加していくことは容易に予測できまして、この問題は重要な課題であるというふうに考えております。

さて、28年12月議会におきましても、池田るみ議員から今回と同様の御質問をいただいております。そのときのお答えとしまして、高齢者におけるタクシー助成事業を実施しているのです、まずはこの制度を有効活用していただきたい。今後は、

近隣市町村の支援策などの状況を把握した上で、町の実情に合った継続可能な支援策があるのか判断をしていきたいと答弁をさせていただきました。

また、同年28年度に公共交通を総合的に評価するための基礎データとするため、公共交通ニーズ調査実施をしまして、年度末までに調査書をまとめました。この調査結果をもとに、29年度、町の新交通システム検討委員会開催をしまして御検討をいただいたところであります。

検討委員会では、現状のタクシー利用助成事業を使いやすくするための改正のほか、子育て支援タクシー利用助成事業、運転免許証の自主返納促進事業の新規事業についても御検討をいただいたところであります。

運転免許証自主返納事業の検討では、補助制度を実施している自治体、あるいは長野県警の担当者への聞き取り等を実施しましたが、補助制度が自主返納の直接の動機づけとなっているか確認ができませんでした。

当町において、返納に対する補助制度を実施した場合に、単なる個人の一時的な交通費の補助になってしまい、期待する効果が得られない可能性があるため、この時点では返納の促進事業実施を見送ったところでございます。

現状では、運転免許証自主返納者に対して、まず、高齢者のタクシー利用助成事業を有効に活用していただけるよう、丁寧な広報を継続実施していくことが重要であると考えております。

当町では、高齢者の免許返納を推進する実効性ある有効な対策、現在、図られておりませんが、新交通システム検討委員会での検討結果のとおり、引き続き、市町村の状況や高齢者のニーズを的確に捉える中で、新交通システム検討委員会での御意見もいただきながら検討を継続してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員。

○5番（池田るみ君） じゃあ、時間もなくなってきましたので、最後の健康ポイント制度の導入について入らせていただきます。

健康寿命を延ばすためには、町民の皆様が、日ごろからさまざまな面で健康を意識した生活を送ることが大切です。より健康に関心を持っていただくために、健康づくりにポイント事業を実施してはいかがでしょうか。

このポイント制度は、県内では近隣の小諸市、東御市、上田市、そして本年4月

からは諏訪市が始めるなど、導入自治体は増えております。

事業の内容についてはさまざまありますが、特定健診やがん検診を受診、再健診を初め、町主催の健康講座に参加したり、禁煙に取り組んでいる方やスポーツジムに通っている方などにポイントを付与しています。

そして、貯めたポイントを地元の商店などで使うことができる商品券に交換したり、健康診断に使えたり、地域の運動会などの行事を担う地域コミュニティに寄附ができるなど、市町村で工夫を凝らしております。

筑波大学初の新興企業つくばウェルネスリサーチなどが、2014年12月から17年3月まで、福島県伊達市など6市で1万2,616人が参加した実証実験の結果、肥満者が減少したほか、運動に無関心だった人も運動習慣が定着したことが確認できたということでした。

また、1人当たりの年間医療費は70歳以上で9万7,000円、60歳で4万3,000円の抑制効果があり、地域経済の活性化など約4億7,000万円の経済効果があったと試算しています。

健康ポイントについては、平成26年3月に健康マイレージの導入についてということで、私も一般質問させていただきましたが、その後も池田健一郎議員、市村千恵子議員も質問をしております。

健康寿命を延ばすだけでなく、財政の健全化や地域振興などの波及効果もある事業で、町民の方からも導入を望む声があります。健康ポイント事業についての考えをお聞きします。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員に申し上げます。時間1分55秒。答弁途中で切られる可能性ありますけどよろしいですか。

○5番（池田るみ君） 端的にお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 保健福祉課長。時間で切りますよ。

○保健福祉課長（阿部晃彦君） それでは、端的にですね。

現在、ポイント制度導入はしてございませんが、住民の健康づくりに関しての行動変容ということできざまな取り組みを行っております。

ポイント制度の導入につきましては、その内容ですとか効果、そういったもの、今後さらに検討するとともに、あわせて地道な働きかけとなります事業内容の充実が重要であることを念頭に置きまして、健康づくり事業等個別支援。こういったこ

とを改めて積み重ねていきたいと考えております。ですので、ポイント制度導入につきましても検討をするということで御答弁させていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 池田議員、まとめてください。

○5番（池田るみ君） ポイント制度には、今回は検討していただけるという答弁をいただきました。

健康寿命延伸へさまざまな取り組みについて質問をさせていただきました。少子高齢化の中、町民の皆様が生き生きと暮らせる期間が延びることは、社会活力の維持にもつながります。健康寿命延伸へ更なる取り組みを期待しまして、私の一般質問の全てを終了いたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告4番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。
この際、暫時休憩します。

（午後 3時20分）

（休 憩）

（午後 3時35分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合であらかじめ、これを延長します。

通告5番、五味高明議員の質問を許可します。五味高明議員。

（13番 五味高明君 登壇）

○13番（五味高明君） 通告5番、議席番号13番、五味高明です。本日最後となりますけれども、5番目で、皆さん、多分、大分お疲れかと思っておりますけれども、いましばらくお付き合いを願いたいと思っております。

1年の折り返しとなる6月に入り、7日の日には、関東甲信越地方も梅雨入りしました。今年は5月の下旬に、日本各地で平年を10度前後上回る真夏並みの陽気となりました。気象庁によると、5月27日を例にとると、24都道府県の182地点で5月の過去最高気温を記録したとのことでした。

全国926観測地点のうち、猛暑日は23地点、真夏日は422地点に達したというようなことが伝えられていました。これまでの経験が通用しないような気象状況が、近年は続いているのではないかなと思っております。

さて、改元からおおよそ1カ月、随分前のような気もしますが、令和最初の一般

質問となります。新元号になれば、何もかも解決するなんてことがあるはずもなく、平成末の課題は、今も課題です。

そこで今回の質問は、既に通告してありますが、平成やり残し課題を中心に、2件の質問をお願いします。気持ちも新たに、行政と向き合っていきたいと思えます。

まず最初に、1番目の質問です。

選挙公約具現化の財源についてですが、選挙公約については、3月定例会の一般質問の中で、何人もの同僚議員が質問をされましたが、ここでは、その公約の具現化に対する財源の考え方を中心に、以下3点についてお伺いをいたします。

一つ目として、公約具現化に向けた財源の考え方は。

2点目として、ふるさと納税による寄附額の増加策は。

3点目として、公約具現化のロードマップの開示をの3点です。

最初に、2月に行われました町長選では、大きくは八つの公約を掲げて当選をされました。そこで、この八つの公約のそれぞれに対して、財源はどのように考えているのか、考え方をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

まず、すいません、ちょっと言葉尻を捉えるようですが、平成やり残し課題ということで、公約というのは、今、4年かけて実現していくものでありまして、ちょっとやり残しと言われると、若干、残念な気持ちがある部分もありますけれども、それで、まずこの公約具現化に向けた財源の考え方はということですので、お答えをしたいと思います。

3月の定例議会での答弁と重なる部分もあるかと思いますが、現時点での考えをお示ししたいと思います。

まず、私の公約については、本定例会で予算をお認めいただけましたならば、ひとまずの達成と言えるものが出てきたかなと思います。

私が最重点施策として掲げている教育分野の中の放課後寺子屋に関して、本定例会の招集挨拶でも述べましたが、これまで中学3年制に限っていたステップアップスクールを、中学1年生・2年生に拡大して実施。また、この方式を小学校にも広

く適用し、小学4年生から6年生にも算数限定という形ではありますが、広げることとなりました。

私は選挙中から、小学4年生ごろからの学力ケアが重要であると訴えてきたところであり、6月26日からの実施ということは、就任4カ月足らずでの実現ということになります。

これだけの短期間でスタートすることができるということに関しまして、教育委員会、また教育委員会の中の学校教育係の頑張りに、深く感謝するところであります。

この実現に関しては、3月定例会の時点ではどれだけの費用がかかるのか、確実に見通すことができていなかったことから、本年度はプレ開催ということを念頭に置いて答弁させていただいておりましたが、講師10名の増員のめどが早々に立ったこと、また、予算もボードゲーム講座などの特別講座を含めても100万円弱でおさめられるということがわかりまして、本年度からのフルサイズ、本格実施にこぎつけたところであります。

この金額に関しては、一般財源の範囲でおさまると、おさまりそうだということがわかりましたので、そのように対処したところでございます。

ほかの公約に関しては、例えば防災力強化のための道路整備などのインフラ整備に関しては、国からの有利な補助金メニューを選定しつつも、防災力強化という新たな次元での補助金メニュー化などを国に働きかけていくことも、また重要だと考えております。

就任後、既に何度か霞が関のほうにお邪魔して、意見交換等を行ってきているところではありますが、従来の枠組を精いっぱい活用していくこととともに、新たなアイデアを自治体から国に上げていくことが、また重要であると思いますので、今後、さらに近隣市町村との協力関係を強めて、国に働きかけていくことが重要であると考えております。

また、これも3月定例会にて概略をお示ししたところではありますが、ふるさと納税の強化に力を入れてまいりたいと存じます。

ふるさと納税の有利な点は、正式には寄附金であることから、返礼品費用やポータルサイトへの手数料を引いた残りが、全て役場の一般財源として活用できるところであります。

仮に、町民税ということを考えますと、町民税のうち、実質的に75%が国からの地方交付税の減と差し引かれることと比較しても、まずは即効性があるものと考えておりますことから、この部分をまずは増やしていくことで公約に関する予算不足を、まずは賄えるように期待するものであります。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、ざっとお伺いしたんですけれども、今まで、3月の定例会を含めて、いろんな場面で財源についてお聞きをしているんですけれども、その中で一つだけ、今、ちょっとお話が出ましたけれども、インフラ整備のところですか。大型公共事業の駅前再開発についてという項目があるんですけれども、現時点で考えられる、考えている構想、時期、財源、もうちょっと詳しくお知らせ願いたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えしますが、公約、今回の御質問が公約具現化に向けた財源の考え方はということでございまして、駅前の再開発ということに関しては、これから十分な議論をしていく中で、中身を決めていくということになっていこうかと思っておりますので、現時点では具体的にこうだということも、なかなか申し上げにくいですし、財源の考え方をどうするかということの根底については、なかなか申し上げにくいところなのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） もちろん今の問題は、1期の中でできるような内容じゃございませんので、任期を待つ間に、しっかりと下地づくりをやっていただきたいということで、今回、ちょっと取り上げさせていただきました。

私もこれには大賛成なので、ぜひ、スタートをしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、二つ目のふるさと納税による寄附額の増加策についてお伺いいたします。

これまでのいろんな答弁の中で、小中学校の給食費の無料化及び高校生の通学費の補助についての財源は、ふるさと納税による寄附を積極的に利用していくとのことでしたので、具体的増加策をお伺いするものですが、午前中の井田議員の質問の

中で、企画財政課長及び町長より答弁がいただきましたので、これは、ちょっとこの内容は、もう割愛いたしますけど、その中で、対策でいろいろ上げられたんですけども、本年度、ふるさと納税の収入、ですから予算は6,500万ということになっておりますが、これに対して何%ぐらいを目標に考えているのかお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

予算額としては6,500万円ということですが、これはもう、予算額自体がかなり不確定要素が強いものであることは間違いありません。

また、昨年度で、たしか4,200万円台の寄附額に終わりましたけれども、その後、既に時間としてはもう2カ月少し、この年度も経っているという状況でございまして、リニューアルを急いでいるところではありますけれども、まだ具体的なリニューアルというのには至っていないと。そうすると、リニューアルの開始自体が少し遅くなってしまうのかなと思います。

そうすると、普通に考えると、昨年度にかなり近いような金額になってしまうのではないかというのを危惧しているところであります。

一方で、それを少しでも上回るように、こちらとしては、リニューアルに手を打ってまいりたいと思っている次第でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） もちろん、ちょっと具体的には難しいんでしょうけれども、ふるさと納税については、先日、4月7日の話ですけれども、東京で開かれた東京御代田会の総会の折に、町長は挨拶の中で、御代田町へのふるさと納税のお願いをするなど、トップセールスの実行には頼もしくもあり、頭の下がる思いがいたしました。

とはいえ、寄附を前提にした財源というのは、非常に課題もあろうかと思えます。

例えば、先ほど来、言っていますけれども、この6月1日よりふるさと納税の新制度が始まりました。これは、返礼品を寄附額の3割以下の地場産品とするというもので、豪華な返礼品の提供を続けていた泉佐野市など4市町が指定から外されました。

この4市町は、寄附金を小中学校の給食費の無料化などに利用し、住民に恩恵をもたらしていたとのことですし、ただ、寄附の残金はいずれの市町村も70億以上あって、当面は事業を、このまま続けるというようなことが報じられておりました。

また、近隣の例では、東御市では、着工済みのコーチトレーニング用プールの建設費用に想定した企業版ふるさと納税等が、見込みどおりに集まらずに、財源に起債を余儀なくされたという内容がありまして、市民に対する説明責任とか、議会では予算案の修正等が出るなど等々、果ては市長に対する問責決議案が出るなど、大変な話題となっております。

もう一つ、最近では青木村です。青木村は、五島慶太の顕彰事業の中で、五島慶太未来創造館の建設を計画して、資金調達方法として、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用しているというものでした。

ただ、見込みどおり寄附が集まるかが懸念材料で、村は建設費について、一般財源からは捻出しない方針で、寄附額に応じた規模にしたり、翌年度に繰り越す等の柔軟な対応をするというようなことが記載されておりました。

そこで質問でございますが、ふるさと納税の新制度の当町への影響をどう読んでいるか。

二つ目として、今、例に挙げた三つの事例について、どのように捉えているか。

3番目、給食費のように毎年続く事業を、寄附を前提にした財源で本当に大丈夫なのか。

四つ目、もし集まらなかったときのリスク回避策をどう考えているか。

以上4点につきまして、町長の見解をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

まず新制度の1番目として、新制度の当町に対する影響ということですが、私の捉え方としては、マイナスではないというふうな捉え方をしております。

私は、他の自治体について感想を申し述べられる立場にあまりないかなと思いますが、それにしても、泉佐野市のやり方というのは、ふるさと納税の本旨に、かなり本旨から、かなり逸脱しているのかなというような感想を持っておりました。

その結果、私どもは影響を受けたと。これは、ちゃんとした証拠がないわけではありますけれども、そういったところに耳目を引かれた全国の皆さんが、泉佐野市

にあれだけの金額を送られたということは、総務省の基準どおりにこれまでもやってきた御代田町のやり方では、太刀打ちが難しかったというようなところはあります。

ということで、むしろ、この新制度によって、このふるさと納税、その地域の活性化とか地域の雇用を生むとか、そういったところとセットで考えられるようになった新制度、つまり、これはふるさと納税の本旨に戻った形なのかなというふうに捉えているところでございます。

そういった中で、私は本旨に実際に合った形で、この制度を活用してまいりたいというような考え方を持っているところであります。

関連的に言いますと、例えばお隣の軽井沢町では、インターナショナルスクールの I S A K に対する寄附、返礼品なしでも年間 3 億円以上集まっているというふうに聞いております。

これは、先ほど井田議員への答弁にも、私、申しましたけれども、その使いみちと返礼品の中身、両方が大事であるというお話をさせていただきましたが、このうち、使いみちの有効性が、聞くところによると、かなり富裕層の皆さんに認められた結果、この金額が集まったというようなことを、私、調査した限りでは聞いているところであります。

このように、一方で、この泉佐野市のような本旨から外れたと、私が考えるようなやり方ではなく、返礼品に頼らないやり方でもこれだけ集まるということが、ごく近くで、大変いい例としてあるということは、非常に私にとっては希望の持てる話かなと思っています。

返礼品に頼らないということはもちろんですけども、寄附額の大半が事業にそのまま使えるというわけでありましてということで、そういった魅力ある事業を応援する姿勢というのを、町としてはっきりさせる必要があるのかなと思っています。

それと三つの例、泉佐野市について、ちょっと、今、触れさせていただきましたので、あと二つですけども、東御に関しては、私自身、そのプールの建設に関して、ふるさと納税を使われようとしたことの是非については、私としては論評を差し控えさせていただければと思います。

青木村に関しては、やはり、クラウドファンディングであるとか、企業版ふるさと納税を活用して、一般財源に手をつけなくても、何とかそういった新しい試み、

その村の誇りを継続していくとか、そういった取り組みにお金を集めたいという事です。

これに関しては、恐らく、五島慶太さんですから、その関係者とか、企業の関係者を含めて、いろんな方の賛同というのも得られるんじゃないかなというふうには、私なりに想像はしております。

そういった賛同を受けられるような事業を、そのクラウドファンディングの形であるとか、ふるさと納税の一つの形だと思いますけれども、そういった形で集められるというのは、これもまた一つの、そのふるさと納税の本旨に合った形なのかなと思っているところであります。

3番で、その寄附を財源にすることの可否ということでもありますけれども、私、この2カ月くらい、ふるさと納税に関する論文なんかを読ませていただいていて、実は、ふるさと納税での寄附金を、一般財源のように扱うことについての是非というのが、実はそれなりに重要な論点になっているということでもあります。

そういった議論も見つ中で、ですが、それを寄附を基金化をすると、今は年間集まったものを、年間吐き出すというやり方をしているもので、基金というのは、あくまで一時的にプールをする場所というふうに捉える場所なのかなというふうに、今までの町の運用としては思うところでありますが、この不安定だという意見を言われているこの寄附を、一般財源に近い安定した形で財源化させていくための、その財政上の工夫というのは、私はできるというふうに思っております。

そのためにも、集められる時期には、ある程度しっかりと集めるという、そういった金額的なことも大事ですし、それと、その寄附を年間決まった金額をちゃんと使えるように基金化していくなどの平準化の工夫をしていくことによって、結果的にその寄附がもうちょっと安定的な財源として使えるようになってくるのではないかなと思っておりますので、これについては、研究をしてみたいと思います。

4番のリスク回避ということでもありますけれども、私としては、まだやっていないことをやれないというふうに言うわけにもいきませんし、やり抜くというふうに、私としては考えております。

そんな中で、もちろん集まった財源の金額によって何ができるのか、何ができないのかということは、そこから検討していくということになると思います。

ですが、それはあくまで可能性の話であって、私としては、そのリスク回避をし

なくても済むような形で、もう粉骨砕身やってまいるということでは、私は、私からの誠意を見せるのは、それ以外の方法ではなかなかないのではないかというふうにも思っているところでございます。

足りたかどうかわかりませんが、以上で答弁させていただきます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、答弁いただきましたように、町長の熱い思いがわかりましたので、ぜひ、頑張っていていただきたいと思います。

ふるさと納税について、最後の質問になりますが、この寄附を、先ほどから言っています給食費無料化の財源に充てていく考えのときに、本町が本格的に返礼品事業を始めた平成27年から30年までの4年間の寄附のリピート率がどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

この率が高ければ、財源の手段として確保することが安定してできると、見込めると、そういう意味でこの御質問を一つ。

もう一つは、今、納税入ってくるだけの話をしていますけれども、地元住民が他の自治体に寄附した際の住民税の控除はどうなっているのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

まず、今1点目のリピート率ということなのですが、大変申しわけありませんが、私は、今、そのデータを持っておりませんというお答えになりますが、大変に重要な論点であるというふうに、今、認識いたしました。

ですので、私なりに、過去1年ちょっと分ぐらいのデータを、実は私の手元にはあるんですけども、そこで、ちょっと突き合わせてみるか、もしくは企財課にお問い合わせするかしまして、ちょっと調べてみたいなと思います。

ちょっと、なかなか他町との比較というのは、恐らくしにくい数字ではあるので、我々のリピート率の達成度合いをこれから図っていくための一つの指標には、十分なるのかなと思っているところではあります。

ただ、具体的にこの返礼品ということはないんですが、ちょっと今、御代田町の返礼品の人気のあるものの中には、ちょっとリピートがしにくいような返礼品のもの、結構多いのかなというような印象を持っていますので、そうではなくて、む

しろ御代田町に親しみを持ってもらい、何回も利用してもらえるようなものを作っていくということが大事なんではないかなと思っています。

先ほど、物の消費から事の消費へということ、井田議員にもお答えしました。実は、御代田町にソフト面でオンリーワンの内容を持つ方というのが、すばらしい人材がたくさんいらっしゃいますし、団体も幾つかあると考えております。

これまで返礼品に関しては、返礼品候補の物産を持つ企業様とか団体様からの申請を待つスタイルでしたけれども、今後は、町が自分から魅力的な品物やサービスを掘り起こしていくという努力が必要、また、町が企業様、団体様と一緒に返礼品を開発していくといったような、町が主体的に動いていくことが重要だと思っています。またその過程で、雇用も生んでいくということも可能かなと思います。

既に、これまでない分野の返礼品の扱いについて、企業様等に働きかけを始めていくところがございます。寄附金集めに効果をもたらすだけでなく、御代田町の産業、経済のアピールにもつなげるべく、日夜努力を続けていきたいと考えております。

2点目が……。

○13番（五味高明君） 御代田町の住民が、他市町村に寄付したという。

○町長（小園拓志君） すいません。恐れ入ります。すみません。他市町村への寄附。

これは、どういうことになるかといいますと、収入額、基礎財政収入額が、寄付された金額分減るとい形になりますので、その分、75%分は交付税で国から措置されると、つまり税収が減ったときと同じような扱いになっていくということがあります。

実際に、御代田町の中からも、今、これだけふるさと納税がはやっている時代です、それなりの件数が出ていってしまっているのは事実であります。

ただ、それをなかなか、この町から絶対に寄附しないでくださいって働きかけをするのも、実はそれなりに難しい、技術的には難しいと思います。ただ、知っている範囲では、何とかそういうようなこともお願いするのもありなのかなと思ったり、ただ、御代田町のやっている事業に、もしくは町の役場でやっている仕事に、より共感をいただくという形で、「ああ、これは町に税金を残しておいてあげる必要があるな」というふうに、自発的に町の方々が思っていて、その結果としてふるさと納税をしないで、そのまま町に税金として払ってあげようと、そういうふう

に思っていたかどうかということも大事なんじゃないかなと。感想レベルではありますけど、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 詳しい数字はわかんないんですけども、いずれにしても、給食費無料化というのについては、十分な議論をしっかりとやっていただき、財源確保の見通しを精査した中で、ぜひ進めていただきたいなと、こんなふうに思います。

次に行きます。三つ目の公約具現化のロードマップの開示をに移ります。

3月定例会の一般質問の中で、任期4年のスパンで考えたとき、選挙公約具現化のロードマップをどう考えているかということで、選挙公約をした八つの項目に対しまして、優先順位をつけた上で、達成までの大まかなスケジュールの全体像を時系列に示していただきたいという質問をさせていただきました。

これに対し、ロードマップをつくり、それに基づいて着実に進めることが重要との答弁をいただき、さらに、業務の推進上、進捗状況をできるだけ数値化して中間でチェックし、遅れがないように進めていくことが重要との見解も示していただきました。

さらに、広報やまゆり4月号の中で、ロードマップをしっかりと定めて、できるだけ遅れのないように進めてまいりたいと考えていますとの心強い記述があったわけですが、そこで就任後、約3カ月強が立ちましたが、そろそろ、このロードマップの開示をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

確かに現時点でそういったものが示せたら、理想的ではあると思います。一方で、スケジュールの構築だけでも、まだまだ検討には時間を要する部分もございます。

今のところ、まだ、そのロードマップを構築できる、まだ前の段階というふうに私は思っております。3カ月という時間は、非常に私の実感としても大変短いものであります。その中で、非常に私なりに、今すぐできること、この間、招集挨拶でも述べましたけれども、すぐできる広報などの強化についてはやりましたし、それにかなり時間を使っている部分もあり、もうちょっと先のことを考えられるようになってくるには、もう少し時間がかかるかなというところは思っております。

ロードマップということに関してですが、そのロードマップだけじゃなくて、もともと当町の情報公開というのが、正直に言うと、お隣の小諸市さんなど進んでいる自治体などと比較しますと、周回遅れの感があります。町民がまちづくりに関する情報を日常的に、質・量とも十分に得られているとは言いがたい状況だと考えております。

町民からは、ホームページを見ても知りたいことが何も載っていないという厳しい声が出ており、この点については、これまでも力を尽くしてきているところですが、まだ、ドラスティックに変わったとっていただけるような状況ではないものと認識しております。

既に「変わったね」という声は、たくさんいただいているんですが、それこそ、そのロードマップこうなっていますとか、そういった本質的なところには、まだ到達していないものと考えております。

そういった状況からすると、五味議員の御指摘の点に関しては、まず著しく遅れている情報公開の分野を、町民が最低限納得いただけるレベルに到達させて、私の公約に関してしっかりと検討できる状況になってから検討してまいると、そういった順番で進めていきますと、町民の皆さんにも最終的に、最もお役に立てる状態になるものと考えておりますので、どうか、事情をお含みいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 私がロードマップ、ロードマップって言っているのは、町が進むべき全体イメージを、やっぱり職員、議員、町民の皆様が共有して、その実現に向けて一丸となって進む必要があるからということをお願いをしているわけございまして、ぜひ早急に、あしたから改善のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。

移住定住関連事業の進捗についてということで、平成から令和に変わり、先ほど、今の1番目の件は置き土産じゃないんで、御了解ください。私が申し上げたいのは、平成の置き土産となった、下記2件についてお伺いをしますということで、町営住宅跡地の分譲状況と今後の対応策は。

2番目として、県営住宅用地の取得に関して、その後の進捗はでございます。

これらは、いずれも平成30年第3回定例会の一般質問で、前町長の基本的スタ

ンスをお伺いしたのですが、町長も代わったことから、前回の質問以降の状況及び今後の取り組みを説明いただきたいと思います。必要であれば、小園町長のお考えもあわせてお伺いしたいと思います。

まず最初に、町営住宅跡地の分譲状況と今後の対応策はについてですが、昨年11月3日に入札を行い、現在までに7区画中3区画しか契約ができていないと認識しております。

最初に売れた区画については、既に現在、建設中でございます。残り4区画は、いつまでに売り切る予定なのか、目標とその対応策も含めて御回答をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

平和台町営住宅跡地7区画の分譲につきましては、昨年の9月定例会の一般質問で販売方法、また12月定例会全員協議会では、12月3日に実施をしました一般競争入札の結果、7件のうち1件が落札となり、12月8日に売買契約締結済みであると御説明をさせていただきました。

その後も、看板設置による販売周知の実施、インターネットによる入札の実施を行いまして、引き続き周知に努めてまいりました。

現在の売却状況について御説明をいたします。

五味議員からも御意見をいただきまして、残り6区画のうち2区画が随意契約による売買として契約を締結済みでございます。そして1件が、現在商談中となっております。

その後、お問い合わせがあった案件もございましたが、現在、残りの区画は3区画となっております。今後も残りの3区画につきまして、ほかの普通財産とあわせてホームページに掲載をし、お客様の御要望に応じて、現地の下見会を実施するなど、引き続き広報努力による販売に努めるとともに、現場管理もしっかりと行っていきたいと思っております。

なお、今後の対応策としましては、12月の全員協議会でも御説明をしましたが、最終的にどうしても売れ残ってしまった物件につきましては、町内の不動産業者の皆さんに御協力をいただくなど方法を検討し、できるだけ早期の完売を目指してまいりますので、よろしく御理解をいただくようお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 私からもお答えさせていただきます。

まず、町営住宅跡地の分譲についてということで、7区画中、既に3区画が契約済み、そして一つが商談中ということで、完全にあいているというところは、残り3区画であります。

すいません、これは私の感覚としてなんです、このペース、本当に遅いかなという、そんなに悪くないんじゃないかなという感じも、実は私の感想としてはしております。

それはそうとしまして、五味議員もご存じとは思いますが、私は毎日数回のペースでSNS更新をさせていただいております。その書き込みの中には、職場上、オープンしたとか、こんな祭りがあるよとか、町の話題を多数盛り込んでおりまして、それに反応して、既に、この町にお客様が、それに基づいて来てくださっているという事実が、既にございます。

私のアカウント自体が、既に小さなメディアになっているといっても過言ではないほど、町内外の皆さんの交流の場所となっております。宣伝効果としても小さくないと自負しているところでございます。

この宣伝効果は自分のためだけではなく、町民のため、町内の事業者のため、そして、よりよい地方自治を築くために活用してまいる所存でございます。

先ほど、企画財政課長からも答弁がありましたけれども、町営住宅跡地の販売に関しては、町のホームページに掲載を予定しており、その扱いもできるだけ目立つようにしたいと考える、それは当然でございますが、私個人としても、SNS等での発信の努力を最大限し、また、知人たちにはシェア、リツイートの協力を呼びかけ、御代田に住むことを計画している皆さん、また、計画はしていなかったけれども潜在需要があり興味を持ってくださった皆さんにも届くようにして、早期完売に向けた努力を進め、平和台区のさらなる活性化に向けて努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、丁寧な御答弁をいただきましたけど、ちょっと予算上のことで、若干質問をさせていただきます。

今定例会に上程されている補正予算第2号の中で、土地売却収入で2,060万を計上しております。これは、平和台土地分譲の3区画分で、先ほど来、出ていますけれども、今年、今年度、契約できた2区画と、交渉中の1区画とのことですが、残り、さっき言っていましたように3区画、1,960万が売れ残っているという状況になります。

この分を、なぜ予算上計上しないのか、いや、これは売れるめどがつかなければ予算に載せないのか、その辺のことを、本当に売ろうとしているのかお伺いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

今定例会の補正予算で1,960万円、この3区画のものについて計上させていただきました。ほかに普通財産の売却予定としまして100万円、これとは別のものです、あわせて2,060万円計上させていただいたところでございます。

昨年の売買を予定した7区画につきましては、全体の計上を補正予算でさせていただいたところでございます。今回につきましては、ほぼ確定したもののみ計上をさせていただいたところでございます。今後につきましても、交渉中ですとか、売却確定したというものについて計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

決して、売るのを拒んでいるとかそういうところではなく、最大限の努力はしてまいります。確定したところで計上をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今、答弁がありましたけど、予算の考え方と思うんですけど、私は、やっぱりこれを予算に入れて、それでその結果どうだったかということを語るべきだと思っております。

というのは、今のままですと、予算では3区画は残る予算になっていますんで、その予算結果の責任、どうするんですかと、予算どおりですよ、しゃんしゃんしゃんということになっては困るんで、このようなことを申し上げているんで、行政の立て方の中で、民間とは違うのかなという気もいたしますけれども、いずれにしても、仕事の仕方の改革ということで、この辺を節にお願いをして、この点は終わりたいと思います。

次に、県営住宅用地の取得に関して、その後の進捗はに入ります。

昨年9月の一般質問で、県との協議状況を確認いたしました。そのときの答弁として、町が取得する上での課題は譲渡価格——これ不動産鑑定価格なんですけど——であり、引き下げを推奨している。

また、特に前町長は、町の定住人口を増やす受け皿となる住宅地整備事業であることから、引き続き粘り強く取り組むとの答弁でございました。

また質問の中で、私より、整備内容を変更して、高いということがあったんで、コストダウンを図るとか、民間の活力を活用した開発を検討してはどうかという提言をさせていただきました。

それに対しまして、計画が20区画想定した金額であります。別の売り方として民間活力を活用した売り方で、民間に大きい区画割りを売って、その中で民間で宅地分譲を計画してもらおうというようなことも考え、協議、検討を進めているとの答弁でございました。あれから9カ月が経過しましたので、その後の進捗と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 県営住宅用地の取得について、お答えいたします。

五味議員から、平成30年第3回議会の定例会の一般質問において、県営住宅用地の取得に関し、現状と町長の考えはの質問を頂戴いたしましたので、初めに、その回答に触れさせていただき、その後、進捗状況についてお答えいたします。

まず、これまでの取得協議に至った背景については、県営住宅平和台団地は、長野県により平成8年から平成19年にかけて、全7棟の建設計画があり、平成8年、平成10年に1棟ずつ建設されました。

その後、建設計画は継続するものの、建築がされないまま平成17年には、長野県において建設計画の再評価により一時休止と判断し、平成22年の再々評価により事業の中止が決定となりました。

結果的には、当初計画の7棟120戸に対し、2棟50戸の整備に終わり、全体敷地約1万8,000m²のうち、おおよそ8,700m²は20年以上の未利用地のままとなりました。

平和台地区は、学校などの公共施設や商業施設、佐久市、小諸市、軽井沢町への

道路事情も良好であり、住宅用地としては恵まれた地理条件にあります。

また、町の中心部からも比較的近くに位置することから、積極的な利用について御意見をいただいていることもありました。そのような背景から、過去に何度か町から県に対して県営未利用地の取得について希望してまいりました。

次に、県との交渉経過ですが、初めは平成17年に、当時の町長から長野県知事に対し、未利用地の取得希望について担当レベルで協議を行い、当時の譲渡条件については、既存の県営住宅2棟及び残りの建設計画5棟を引き継ぐこと、また、県営未利用地約8,700m²は有償であることが示されました。

これらの条件は、町にとっても財政的負担が非常に大きく、また、土地の利用に大きな制約が課せられるものであるため、取得はできないという結論となりました。

2回目は平成21年に、再度、担当レベルで協議を行い、示された譲渡条件が前回と同様であったため、やはり取得はできないという結論となりました。

その後、当町においては、第5次長期振興計画や御代田町人口ビジョン、御代田町総合計画を策定し、人口の維持、増加を目標に掲げ、目標の達成に向け受け皿となる住宅用地の確保を検討する中で、県営住宅未利用地がその有力な候補地として考えられるため、平成28年度から3回目の協議を開始いたしました。

担当レベルにおいて、譲渡条件の整備、また課題などの抽出を行い、それらについて交渉を進めてまいりました。

県の考え方は、これまで示されたものとは一部異なり、譲渡価格は県有財産処分のルールに従い、不動産鑑定価格とすること、県営住宅の建設計画は、既に中止が決定されているため、残りの住宅団地建設計画を引き継ぐ必要はないこと、既存の県営住宅2棟は譲渡条件から除外とされました。

町が取得する上で、最大の課題となるのが譲渡価格でございます。一般的な住宅用地の販売価格には、用地取得と造成費、そして経費、そこへ利益を計上した合計が販売価格となります。

今回の事例に当てはめた場合、県営住宅の未利用地は若干の勾配や擁壁はありますが、ほぼ更地の状態です。ただし、住宅用地とするためには、最低限必要な道路や公共下水道などの公共施設を整備する必要があり、公共事業として行うには、相当程度の整備費が見込まれてまいります。

一方で、用地取得の費用は、不動産鑑定価格という条件であり、これは土地の適

正な市場価格を示すもので、実際に取引される価格に近いものと想定されます。想定される用地、人、公共事業として行う造成費を合計しますと、近隣の取引単価より割高となってしまうため、妥当な価格で販売するためには、町が整備費の一部を負担する必要があります。交渉の場においては、町が考える住宅整備の効果は町にとどまらず、長野県の人口増、また、県有財産の有効活用にもつながるものであるため、譲渡価格について考慮していただきたい旨、折衝しているところでございます。

協議の場以外も、前町長と中島副知事が面談した際には、本件について協力を求めたほか、長野県議会危機管理建設委員会の佐久地域危険現地調査においても、建設委員の方々へ譲渡条件について要望してきたところでございます。これまでが議会定例会においての一般質問の回答でございます。

その後の進捗状況でございます。

長野県の考え方につきましては、譲渡条件については一切譲れないとの方針に変更はございません。提示されている条件の中で町が購入し、民間事業者へ払い下げ、民間事業者による開発行為として検討をしております。

長野県からは譲渡手続に関するスケジュールについて、昨年12月に提示していただき、町が購入する意思表示を今年度を示すことで、県の内部で協議を行い、県としての意思決定を行った後、町としての売買契約を締結するスケジュールとなっておりますが、町からの意思表示から契約の締結までにおおむね1年が要すると言われております。

これまでの取り組みは、前町長の移住定住人口の増加と、その受け皿となる住宅用地の確保を目指し、施策として取り組んでまいりましたが、2月に小園町長へと代わり、現時点では、県営住宅未利用地を町が購入し、宅地整備を行うには知識や経験、人的不足、また売れ残る可能性を考えますと、町が主体的に行うことは難しいこと、町が宅地整備を行うことにより、関係する民間事業者さんの生業に圧迫することにつながるため、民間事業者に任せていくこと、道路整備事業を優先し、行っていくこと、これらを理由に平和台県営住宅の未利用地については再考をさせていただきたいと考えております。

いずれにしましても、取得の意思表示を早急に判断し、町の姿勢を長野県へ回答してまいりたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 県営住宅用地に関しましては、これまでも、先ほど建設水道課長が申したような経緯があることを承知しております。

正直に申し上げまして、役場にマンパワーが十分にあり、また時代に合った一歩進んだ住宅の開発が町や公社主体でできるのであれば、それも移住を検討される方に対する一つのアピールになるのではないかと、そういうふうに思います。

しかし、現実には、先ほど御質問にありましたとおり、町営住宅跡地の販売に関しても一挙に完売するには至らず、その背景には役場のマンパワーも不足しておりますし、これまでの不動産取引等、いろいろなノウハウの蓄積不足があるのではないかと感じているところでございます。

一方、町内にも、地域内にも、経験豊富な事業者様がたくさんおられ、そういった皆さんのお力を発揮できる方法にしていったほうが、スピード感が早くなり、またアピール力も結果的に高くなっていくのではないかと、現時点では思っているところでございます。

また、住宅の質や住宅地の質として考えた場合、平和台に現状で住んでいらっしゃる皆さんの声を拾う限りは、最先端の住宅地をつくるようなことは、それほど優先順位が高いわけではなく、むしろ長く空いたままになっているあの場所を早く活気ある場所にしてほしいという、スピード感優先の声のほうが圧倒的に大きいというふうに私自身感じております。

御代田町には本年度以降、私と同年代とか、少し下ぐらいのさまざまな分野のクリエーターが移り住んでいる、来る動きを複数聞いています。そういった皆さんは、より今の時代に合った住宅地を求める傾向もあるのかなと想像はしておりますけれども、そういったニーズに適した場所も、またそれは用意することができる。町内にほかにもあるというふうに認識をしています。うまく多くの種類のニーズにあわせて、まちづくりを計画してまいることが重要ではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） 今の御答弁を聞いていますと、町が取得を断念することもあり得るというように感じるわけですが、そうなったときに、ちょっと問題と

なるのは、県はさっきも話がありましたように、もし御代田町が取得を断念すれば一般競争入札にかかるというようなことを申しております。そうした中で懸念されることとしまして、民間の業者が取得した場合、宅地分譲にさせていただく分には問題ないのですが、もし、違う用途に利用し、平和台団地という住宅地環境を保持できないような用途、そういったように使われると大変問題になるのかと思います。もともと住宅用地が前提の場所ですから、仮に町が取得しないにしても、取得者の開発行為に対し、町が何か規制というか、住宅用地に利用できるような指導ができるのかどうかということが1点と、あと一方、町のほうできょうも出ていますけども、若年層を中心に町への移住や定住を働きかける手段として、動画サイト用PR番組を製作するユーチューバー隊員を3名募集していると、こういったPR活動が功を奏して、移住定住者が増加したときの住環境整備はどう考えているのか、住環境についてはもう民間に任せるんだよと、そういうことなのかというこの辺の見解を町長にお聞きしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 2点お尋ねかと思えます。

1点については、その宅地以外の用途にされるのは困りますよと、それを何か規制できないものなのかというようなことだと思います。

これはもちろん町が完全に断念するというようなことを前提としているわけですが、そのようなことが仮に起こった場合ということになると思いますが、その宅地以外の用途にされるのが困るということ、あの場所については宅地が最もふさわしいであろうと私自身も思いますので、それについてどのような規制、もしくはどのようなお願いができるのかということは研究していく必要がありますし、それは積極的に検討していくべきだと思っております。

2番目の私が今お願いしているというか、ユーチューバー隊員を募集しているという中で、私自身としましては、当然ながら、その移住者が増えていくということを狙ってこのようなことをやっているところでございます。

今のところ、私として、まだこの住宅用地の確保というのは十分にできる状況にあると思えますが、例えばですけれども、そのクリエイターが集まっている何か小さな村のようなものができたりとか、アントレプレナーが集まっているような場所ができたりとか、何かそういうことが夢としてはあればいいなと思えます。ですが、

それはどんな方が移住していくかということをおおきく予測するのも結構困難なところではありますので、既存のその不動産の取引というのがまだ正常に行える状況にこの町はあると思いますので、そういった開発を活発にやっていただけるように町としては何らかの形でサポートしていくというのも一つありますし、もうちょっと先には、もうちょっと先端的なと言うか、そういった住宅施策というのも、これはもう平和台とか、そういった場所に限ることなく、町内全体で考える中で適地を探し、そういったことを整備するというのも遠い将来にはあり得るんじゃないかというような、これは今のところそのそういうジャストアイデアに近い話ではありますけれども、そういったこともできるんじゃないかなというのが、今、私の頭の中にはあるというようなところでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） こちらの平和台県営住宅未利用地の用途について説明させていただきますと、第一種中高層住居専用地域というところで指定されております。こちらは住宅はもちろんのこと、共同住宅のほかに500㎡以下の店舗、公共施設、病院、学校などの施設が、建築が可能な地域でございます。

もともとは長野県が住宅用地として計画してきた土地でありますので、また周辺の住環境も鑑みましても、住宅地としての整備が適当であると考えておりますので、これもあわせて県のほうに姿勢を示していきたいと考えております。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員。

○13番（五味高明君） すみません。大分時間が押していますので最後になりますけれども、いずれにしても、現在、平和台区の状況ですけれども、社協のデータによると65歳以上の高齢化率が40.1%で、町内18区中、高いほうから5番目ということになっております。

町営住宅跡地の分譲や県営住宅用地を住宅分譲化することで、若い世代を呼び込み、ゼネレーションミックスを図ることが唯一の活性化策であり、その条件が整っていると考えております。住宅用地としてインフラ整備、小中学校への通学、病院、スーパー、駅、役場へのアクセス等々、非常に利便性の高い用地でございます。

町の事業としてするかしないかは全くこだわりませんが、民間活力を活用するのは大いに結構です。とにかく町がイニシアティブをとって、住宅用地として活用で

きるように推進願いと推進していただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（小井土哲雄君） 町長、時間を気にしての答弁をお願いします。

○町長（小園拓志君） 承知しました。時間を気にしながらお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりであります。民間活力を最大限使いながら、ですが、町が一定のイニシアティブをとって、そして、まちづくりに資する開発をしていただきたいということは当然のことです。これをもって、平和台40.1%という高い高齢化率をどうするのかということについては、ほかの策もあるのかなという気はしますが、まずはこのゼネレーションミックスということを魅力的だとも私自身思っていますので、そういった観点で進められるように努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 五味議員、まとめに入ってください。

○13番（五味高明君） 最後です。町長には選挙公約はもとより、各種事業の実現に向けて、町をよりよい方向にかじ取りをしていただくことを御期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、通告5番、五味高明議員の通告の全てを終了します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

あすは引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時33分